

4 かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)の2024(令和6)年度事業実績

	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画								
施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画								
①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画								
1		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター	議会における女性参画への理解促進	政治分野における女性の参画を促進するため、「見える化」等により、地方議会における女性参画の意義について理解を促進する。議員活動と家庭生活との両立支援やハラスメント防止など、県議会の議員活動に係る環境整備について議会局へ要請する。	①県議会議員選挙における男女別候補者数等について、情報提供した。 また、政治分野における男女共同参画の状況の「見える化」の取組として県のホームページを作成し、神奈川県県の状況を公開した。 ②クオータ制について、調査研究報告書(平成27・28年度)のホームページ掲載及びかなテラスの資料・交流コーナーへの配架による情報提供を実施した。	②クオータ制について、調査研究報告書(平成27・28年度)のホームページ掲載及びかなテラスの資料・交流コーナーへの配架による情報提供を実施した。	①今後、情報の追加等を検討していく。 ②理解促進のため、引き続きホームページ掲載等による情報提供を実施する。
2		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性の政策立案能力の向上等を支援する講座を実施する。	・女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施 ・春期講座(5日間/26名(全日24名、各日2名)) ・オンライン講座(2日間/32名(全日32名)) ・秋期講座(5日間/29名(全日29名)) ・フォローアップ講座(1日/22名) ・キャリアカウンセリング年1回(2日間/13名)	受講者に対して実施している社会参画状況調査の回答者のうち、今後の委員・議員への就任意欲について、37.9%が「意欲・興味あり」としており、女性の様々な意思決定の場への参画や社会参画活動の意欲を後押しすることができた。	引き続き受講者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
3	9	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査	かながわ男女共同参画センターで実施した、社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」(平成26年度まで「江の島塾」)の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。	・社会参画状況調査の実施 基準日毎年12月1日 調査人数164名、有効回収数66名	・かなテラス カレッジの事業効果及び受講者の社会参画状況を把握し、結果を踏まえた事業展開を行うことができた。 ・回答者のうち、現在、何らかの社会参画活動に参加した人の割合は、令和5年度63.6%(35名)、令和6年度51.5%(34名)と、前年度をやや下回る結果であった。	かなテラスカレッジの今後の事業企画に役立てるため、引き続き実施する。
4	23	総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にしている。「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を踏まえ、能力等に応じた登用、中間層の育成(女性の人材プールの形成)に取り組む。また、女性幹部職員等のロールモデルの紹介、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会」の開催などにより、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会会議の開催	目標の達成に向け、引き続き成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてきた。	女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図るなど、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に引き続き取り組む。
5		政策局	市町村課	性別によらない職員交流の実施	女性の職域を拡大し、人材育成を図るため、市町村と協力しながら性別によらない交流職員の選定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。	市町村に対して「性別によらない職員交流」への協力を呼びかけ	当該趣旨の共有を図ることができた。	引き続き協力を呼びかけていく。
6		総務局	人事課	県職員の育児休業復業者支援研修	出産・育児というキャリアの大きな節目にある職員が、自らのキャリアプランについて考え、県職員として復業後に前向きにキャリアを歩むための気づきの機会とする。	育児休業復業者支援研修の開催(2回実施)	研修を年間計画どおり実施し、育児休業復業者等の円滑な職務復帰に向けた支援を行った。	引き続き、育児休業復業者及び育児休業の取得を検討している職員等向けの研修を実施する。
7	216	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを目指し、第11次「審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進する。	・審議会等における女性登用の実態調査を実施した。 ・40%達成見込みのない審議会等について、改選前に対面等による事前協議を行った。(令和6年度17回実施) ・令和7年1月より、女性委員登用が後戻りすることがないよう、改選期を迎えるすべての審議会等について、事前協議として注意喚起の通知(書面による事前協議)を発布することとした。	第11次「審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進した。 2024(R6)年度実績は44.4%と前年の42.2%より2.2ポイント上昇した。 個々の審議会等によって、女性登用が難しい理由が異なっているため、それを考慮しつつ推進していくことが課題である。	引き続き、40%未満の審議会等については、対面等による事前協議を行い、女性登用に努める。
②民間における政策・方針決定過程への女性の参画								
8		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	係長・主任・サブリーダー相当職の女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施するほか、女性を部下に持つ管理職を対象に、女性活躍推進を阻害する「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」等について学び、部下の力を引き出す効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。	・女性管理職育成セミナーの実施(1回3日間/1・3日目対面、2日目オンライン/33名) ・性別を問わず「女性を部下に持つ管理職」向けセミナーに改変して実施(1回/18名)	参加者アンケートの結果・意見は良好であるため、申込者数の増加につなげることができるよう周知広報に取り組む。	アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
9	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査		(再掲 No.3)		
10	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画実践事業		(再掲 No.11)		
施策の基本方向2 あらゆる分野における男女共同参画								
①女性の活躍の推進								
11	1057166211	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画実践事業	女性活躍に加えて、ジェンダー平等をはじめとするダイバーシティ&インクルージョンに取り組み、性別に関わらず、すべての人が働きやすくなるよう推進していく組織である「D&Iかながわメンバーズ」において、新規メンバーの募集や、メンバー企業・団体の実務責任者が参加し、先進的な取組事例の共有や課題解決に向けた意見交換を行うメンバーズ会議の開催、啓発講座への講師派遣、子どもミライ教室、ロゴマークの公募・作成など、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組等を実施する。	・D&Iかながわメンバーズの登録の推進(71企業・団体(令和7年3月31日時点)) ・D&Iかながわメンバーズ会議の開催(2回/延べ56企業・団体(75名)) ・啓発講座等の実施(4回/1,295名) ・子どもミライ教室の実施(1回/児童・生徒9名、保護者8名) ・ロゴマークの公募・作成(応募作品18点)	・新たな登録メンバーの募集を行い、16企業・団体の会員を集めることができた。 ・メンバーズ会議の開催により、「男性の育児休業取得促進」、「女性管理職の登用・育成」に関する具体的な取組について、事例発表や意見交換を行い、理解を深めるとともに、メンバー間の情報共有ができた。 ・啓発講座や子どもミライ教室を開催し、高校・中学校・小学校高学年の児童・生徒へ性別にとられない生き方や働き方を考える機会を提供できた。	引き続き、登録メンバーの募集を行うとともに、女性活躍、ダイバーシティ&インクルージョン推進に向けて、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、若い世代への取組を実施する。
12		産業労働局	雇用労政課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」として認定する事業を実施する。	・「神奈川なでしこブランド」認定件数:10件 ・「なでしこの芽」認定件数:1件	SNS等を活用した広報を実施することで、「神奈川なでしこブランド」応募件数が増加したが、引き続き神奈川なでしこブランドの認知度向上を図る必要がある。	神奈川なでしこブランドの認定は令和6年度をもって終了したが、なでしこブランドの認知度向上に向けて引き続き広報を行っていく。
13	42	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性のための初期キャリア形成支援セミナー	総就業年数3～7年程度の女性を対象に、自らが望む形で就業継続やキャリアアップに繋げるためのセミナーを実施することで、自身のキャリアプランを考える機会を提供し、初期キャリアの形成を支援する。	女性のための初期キャリア形成支援セミナーの実施(セミナー1回/17名、キャリアカウンセリング1回/14名)	・初期キャリア期の女性に対し、自身のキャリアについて考える機会を設け、キャリアアップに繋げるための支援を行った。 ・参加者アンケートの結果、意見は良好であるため、申込者数の増加につなげることができるよう周知広報に取り組む。	アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
14	69	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点点	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点点評価を行う。	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点点評価を行った。	女性活躍に積極的に取り組む企業に対し、インセンティブを付与した。	引き続き、インセンティブ付与のため、加点点評価を行っている。
15		教育局	県立図書館	生涯学習情報の提供	県内の生涯学習の推進に役立つ学びの情報を収集・提供することで、県民の生涯を通じた主体的な学習活動を支援する。	神奈川県生涯学習情報サイト「学びstyleかながわ」を通じて学びの情報の収集・提供とともに、多様なスタイルでの学びを紹介・提供することにより、県内の生涯学習の推進を図った。	県民の学びへの意欲の喚起や後押しに資するコンテンツの充実を図り、提供できた。 期待されるサイトとして継続していくためには、定期的なブラッシュアップが必要である。	生涯学習情報の提供に加え、著名人へのインタビュー記事や生涯学習相談デスクのコラム等を掲載するなど、多様なコンテンツを通して、生涯学習の推進を図っていく。
16	再掲	政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供		(再掲 No.207)		
②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援								
17		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供	女性の進出が少ない理工系の分野において、本人の適性と意欲を生かした広い可能性の中で進路選択ができるよう、ホームページ等での情報提供を行う。	・かながわ男女共同参画支援サイトに、国等の理工系女性に関するロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施した。 ・ホームページ上でジェンダー平等×ミライガイダンスの実施状況について情報提供した。	理工系女性に関するロールモデル情報等の情報提供やジェンダー平等×ミライガイダンスの実施状況の公開を行った。	引き続き女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供を行う。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
18		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	ジェンダー平等×ミライガイダンス	女性技術者・研究者や男性の育休取得経験者など、今までロールモデルの少なかった「自分らしい生き方や働き方」をしている講師をNPO法人日本女性技術者科学者ネットワーク(JNWES)とD&Iかながわメンバーズ企業・団体等から学校等へ派遣することで、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援する出前講座を実施する。	進路説明会等を活用した出前講座の実施(4回/1,295名)	参加者アンケートの結果は、理工系分野に対する考え方が「変わった」という回答のうち、理工系に対する印象が良くなった57.6%、興味を持った50.4%の回答があるなど、理工系志望を促進・支援することができた。また、「理工系」を前面に押し出した講座名から「ジェンダー平等×ミライガイダンス」へ変更し、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望を促進・支援する事業としてリニューアルした結果、申込希望数の増加に繋がった。	引き続き女子生徒の理工系志望の促進・支援及び性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会の提供を行う。
19	43	産業労働局	産業人材課	IT人材の育成強化	将来の産業人材のために求められる専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を図る。	職業訓練の実施 受講者数 ・専門課程訓練:1コース 65人 ・普通課程訓練:2コース 64人 ・在職者訓練:35コース 245人 ・在職者専門高度訓練:19コース 154人	IT専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を行った。	・専門課程訓練:1コース 80人 ・普通課程訓練:2コース 90人 ・在職者訓練:16コース 80人 ・在職者専門高度訓練:15コース 160人
20		環境農政局	環境課	環境分野における男女共同参画の推進	環境・エネルギー等に関して、県内の企業、NPO法人などの方を講師として小学校、中学校等に派遣し、体験型授業を行うなど、多様な主体と協働・連携して将来の環境の保全・創造を担う人材を育成する。	・実施校 125校 ・受講人数 7936人	性別に関わらず環境の保全・創造を担う人材の育成が図られている。	今後も現在の形で継続して取り組んでいく。
21	再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	(再掲 No.176)			
22	再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画教育の推進	(再掲 No.172)			
23	再掲	総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	(再掲 No.4)			
24	再掲	くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	(再掲 No.158)			
25	再掲	くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	(再掲 No.159)			
26	再掲	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援人材の養成	(再掲 No.160)			
③農業や商工業分野における女性の参画支援								
27		環境農政局	①農政課 ②農地課	地域農業に関する方針等への女性の参画促進	農業委員及び農業協同組合の役員等への女性の登用を促進する。	①農業協同組合への女性登用促進について関係機関へ周知 <実績>総合農協の役員415名のうち女性66名 ②農業委員への女性登用促進について(公社)神奈川県農業会議を通じて市町村に働き掛けた。 <実績>農業委員384名のうち女性47名	①第5次男女共同参画基本計画の数値目標として、令和7年度までに女性役員の占める割合を15%としており、昨年度の14.1%から16%に増加し目標を達成することができた。 ②令和6年度は、令和5年度(農業委員388名のうち女性48名)の登用数を下回った。	①県が役員選任に干渉することはできないが、数値目標達成に向けた取組状況を今後もヒアリング等で確認し、更なる女性登用にに向けて促していく。 ②農業委員会は、各市町村が設置する独立行政委員会であるため、県が人事の内容に干渉することはできないことから、農業委員会に対する支援を業務とする(公社)神奈川県農業会議を通じ女性農業委員の登用促進を図っていく。
28		環境農政局	農業振興課	女性の農業進出促進支援	女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性農業者の経営発展に資する研修や女性の新規就農を促進する体験セミナー等を実施するとともに、女性農業者の活動に対する認知度の向上を図るためのHP運営を行う。また、女性のアイデアを活かした新商品開発等に必要な経費に対して補助する。	・女性農業者の経営発展支援研修会の実施(受講生20名) ・経営発展に必要な経費を補助するステップアップ支援事業の実施(11件) ・女性農業者支援のためのHP運営 ・就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナーの実施(参加者10名) ・就農に興味がある女性に対して農家を巡る視察バスツアーの実施(参加者17名)	体験セミナーやバスツアーを実施し、女性の就農促進・経営参画を図るとともに、女性農業者の経営発展支援研修会では開催場所を工夫して行い、女性農業者の人材育成・確保することができた。 また、県内で活躍している女性農業者の紹介、女性農業者向け研修などのイベント情報や農業者団体の活動内容についてHPで情報発信を行い、イメージアップを図ることができた。	引き続き、セミナーやツアーの実施による女性の新規就農の促進や、研修の開催やホームページの更新により女性農業者の経営参画・人材育成及びイメージアップを図る。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
29		産業労働局	中小企業支援課	商工業に携わる女性の活動への支援	商工業に携わる女性の資質の向上や、地域の振興発展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的な取組に対して助成することにより、商工業に携わる女性の自主的な事業活動を支援する。	県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成 ・研修会・講習会等の開催 ・県商工会女性部連合会による主張発表大会 ・県商工会議所女性会連合会による会員大会	商工会女性部連合会及び商工会議所女性会連合会が実施する研修会や講習会等の事業に対し補助を行ったことで、商工業に携わる女性の資質向上、地域の振興発展を支援した。	引き続き各連合会への補助を行い、商工業に携わる女性の事業活動を支援する。
施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画								
①男性の家庭・地域活動への参画促進								
30	70	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	男性従業員を主な対象として、企業や団体の職場研修へ講師を派遣し、ジェンダーバイアス(性別役割分担意識)の解消、男性の家事・育児参画に向けた職場の理解促進・意識改革を図る事業を実施する。	ジェンダーバイアス(性別役割分担意識)の解消、男性の家事・育児参画に向けた県内事業所における職場研修への講師派遣(5回/190名)	職場におけるジェンダー平等、男性の家事・育児参画に取り組む企業・団体の職場研修の実施を支援することができた。	県内事業所におけるジェンダーバイアス(性別役割分担意識)の解消、男性の家事・育児参画に向けた職場の理解促進・意識改革を図るため、引き続き事業を実施する。
31	71	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業等の経営層に向けた意識改革・行動変革セミナー	企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義や重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施し、男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進する。	経営層向けダイバーシティ推進セミナーの実施(セミナー1回/9名)	参加者アンケートの結果・意見は良好であるため、申込者数の増加につなげることができるよう周知広報に取り組む。	アンケート結果は良好であるため、申込者数の増加に取り組むとともに、参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
32	72	福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)内で、家族でいくお出かけ情報等の情報発信を行った(情報提供数 6回) ・県内の父親を集めて、オンラインイベントを1回実施し、49名の参加があり、子育てにおけるルールや工夫などをテーマに父親同士の交流を図った。	R6実施のイベントでは、父親の子育てにおける悩みについて、積極的な意見交換をすることができた。	「パパノミカタ」のサイトについてコンテンツの種類を充実させる等情報の更新を図る。
重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現								
施策の基本方向1 職業生活における活躍支援								
①女性の就業支援								
33		産業労働局	雇用労政課	女性就業支援事業	就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施する。	・キャリアカウンセリング 相談件数:1,057件 ・女性労働相談 相談件数:82件 ・女性弁護士相談 相談件数:44件 ・キャリア・ワークショップ 実施回数2回、参加者55人 ・女性のためのwebセミナー 実施回数3回、参加者延べ46人 ・就職面接用スーツの貸出事業 貸出件数:9件	令和5年度と比較してキャリアカウンセリング利用者が増加し、利用満足度も高い状態を維持できている。引き続き相談者に寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要がある。	雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、引き続き、女性の就業を支援する。
34	66	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	・仕事と育児の両立応援カウンセリング 参加者数 83人 ・両立応援セミナー 実施回数2回、参加者数43人	仕事と育児の両立応援カウンセリング後のアンケートでは、9割が「カウンセリングを受けて気持ちが軽くなった」と回答した。両立応援セミナー後のアンケートでは、参加者全員が参考になったと回答しており、参加者の満足度が高く、実施目的に合う評価が得られた。	今後も継続して事業を実施していく。
35		産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。 ・キャリアカウンセリング(延べ利用者数6,278人) ・保護者向けセミナー(2回実施、受講者延べ15人) ・多目的ルームを活用したグループワーク(194回実施、参加者延べ511人) ・職場体験(参加者数14人) ・就職情報・職業訓練情報の提供 ・職業適性診断 など	利用満足度は高い状態を維持できているが、令和5年度と比較してキャリアカウンセリング利用者が減少しているため、引き続き求職者に寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要がある。	雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、引き続き、若者の就業を支援する。
36		福祉子どもみらい局	青少年課	かながわ若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向け各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う。	【県西・県央実績】 相談件数:3,867件 新規登録者:248人 進路決定者:219人 就職者数:120人 講座実施回数:503回	相談や講座を通して若年無業者等を支援し、計120人(就職率48.4%)が就職することができた。	若者の職業的自立に向け、相談支援や講座実施等を継続して行う。
37		産業労働局	中小企業支援課	創業支援	公益財団法人神奈川産業振興センター(KIP)を通じて、創業に関するセミナーを開催し、女性を含む創業希望者を支援する。	公益財団法人神奈川産業振興センターが実施する中小企業支援事業に要する経費に対する補助 ・創業に関心のある方(女性を含む)を対象とした、セミナー等の開催(年11回、参加者358人)	感心のある層に創業のノウハウや事例を伝えることで、県内での創業者の発掘・育成につながった。	引き続き県内での創業者の発掘・育成を行う。
38		産業労働局	産業振興課	起業支援	県内3箇所の起業支援拠点において、起業関心層等に対して、起業に向けた相談や先輩起業家との交流の機会を提供するほか、有望な起業準備者に対して伴走型集中支援を行う。	有望起業準備者の集中支援 鎌倉:10名支援 県央:18名〃 県西:9名〃 事業化着手件数 鎌倉:8名事業化着手 県央:12名〃 県西:6名〃	県内各地域の拠点において支援を実施したことにより、26件の事業化着手に結び付く等、ベンチャー企業の創出促進につながった。	引き続き、各地域において、ベンチャー企業の創出促進を図っていく。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
39		産業労働局	産業人材課	多様な能力開発の実施	各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は在职者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施する。また、育児中の方など、ライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、民間教育訓練機関等の専門性を生かした訓練を実施する。 例えば、産業構造のサービス経済化や技術革新の進展を見据え、デジタル分野の職業訓練を実施する他、人手不足となっている介護分野や、本県の産業を支えるものづくり分野の職業訓練を実施する。	職業訓練の実施 入校者数(R6) ・専門課程訓練:5コース 100人 ・普通課程訓練:14コース 191人 ・短期課程訓練:17コース 499人 ・在职者訓練:412コース 2,750人 ・在职者専門高度訓練:90コース 853人 ・委託訓練:100コース 1,113人	各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は在职者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施した。また、育児中の方など、ライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、民間教育訓練機関等の専門性を生かした訓練を実施した。	募集定員(R7) ・専門課程訓練:5コース 200人 ・普通課程訓練:14コース 312人 ・短期課程訓練:17コース 710人 ・在职者訓練:411コース 4,285人 ・在职者専門高度訓練: 89コース 1,300人 ・委託訓練:131コース2299人
40	154	産業労働局	産業人材課	職業人生の長期化・多様化を見据えたキャリア形成支援	職業人生の長期化、多様化を見据えた労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングを推進するとともにジョブ・カードを活用する。あわせて、在职者訓練等を活用して、労働者の職業能力開発のために行う学び直しを支援する。	ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング実施結果 ・延べ時間 1,776時間 ・延べ人数 6,530人 ・ジョブ・カード 576件 職業訓練の実施 受講者数 ・在职者訓練:412コース 2,750人 ・在职者専門高度訓練:90コース 853人	職業人生の長期化、多様化を見据えた労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングを推進するとともにジョブ・カードを活用した。あわせて、在职者訓練等を活用して、労働者の職業能力開発のために行う学び直しを支援した。	・在职者訓練:411コース 4,285人 ・在职者専門高度訓練: 89コース 1,300人
41	107156	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング(総合相談)(延べ利用者数6,869人) ・専門相談(創業、年金税金など)(相談件数:126件) ・再就職支援セミナー(30回実施、受講者延べ852人) ・適性診断 ・地域出張相談 など シルバー人材センター等の育成	令和5年度と比較してキャリアカウンセリング利用者は増加し、利用満足度は高い状態を維持できている。一方、企業と求職者のミスマッチ等により、就職に至っていない求職者は依然として存在するため、引き続き求職者に寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要がある。	雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、引き続き、中高年齢者の就業を支援する。
42	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性のための初期キャリア形成支援セミナー		(再掲 No.13)		
43	再掲	産業労働局	産業人材課	IT人材の育成強化		(再掲 No.19)		
44	再掲	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実		(再掲 No.91)		
45	再掲	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者の就労移行支援・就労継続支援		(再掲 No.108)		
46	再掲	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業		(再掲 No.109)		
47	再掲	産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策		(再掲 No.110)		
48	再掲	産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施		(再掲 No.119)		
49	再掲	福祉子どもみらい局	生活援護課	生活困窮者自立支援事業		(再掲 No.123)		

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
④就業環境の整備								
50		産業労働局	雇用労政課	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	職場における差別やセクシュアル・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、かながわ労働センター及び同支所において、職員や弁護士などにより労働相談を実施する。	相談事業の実施について ・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施 ・女性労働相談 相談件数:126件 ・労働相談における女性からの労働相談:5,546件 ・職場のハラスメント対策講演会 受講者数201人 ・セクシュアル・ハラスメント相談 相談件数:172件	事業の性質上、実績値によって効果や課題について記載することはできない。	引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく
51		産業労働局	雇用労政課	マタハラ・パタハラ対策事業	マタニティハラスメント、パタニティハラスメント などにより、働きづらくなることのないよう、職場環境整備の推進や、風土の醸成を図る。	・妊娠期から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載 ・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載	企業向けパンフレットや働く女性のためのハンドブックをHPに掲載することで、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりに向けた普及啓発を行った。	今後も継続して実施していく。
52		①②総務局 ③④教育局	①人事課 ②職員厚生課 ③教育局総務室 ④厚生課	県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。	相談員による相談の実施 ④厚生課所属ページに相談案内を掲載し、相談員による相談を適切に実施している。	②計画期間を通じて相談員による相談を適切に実施している。必要に応じて関係所属と連絡を取るなどの対応を行ったところ、所属が理解し適切な対応を取ったことにより、本人から後日感謝の意を伝えられるなど、相談による効果があると感じている。 ④セクハラで悩む相談者を救済することで、働きやすい職場環境の実現につながっている。相談を躊躇するケースも想定されるため、引き続き、安心して相談できる窓口であることを教職員に周知していく必要がある。	①令和2年6月1日付けで改正したセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針に則り、取組を進めていく。 ②引き続き、セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに寄与するため、相談事業を実施する。 ③引き続き、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する指針に則り取組を進める。 ④セクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針に則り、引き続き、取組を進めていく。
53	219	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組の促進(条例届出)	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組を促進する。	県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施(届出事業所500件)	・男女共同参画推進状況の届出の集計及び分析を行い、結果を公表することで、県内事業所の男女共同参画の取組状況を把握することができた。 ・届出事業所数が減少傾向にあるなど調査数確保にかかる対応を検討する必要がある。	・引き続き県内事業所における男女共同参画推進状況の届出の集計・分析・結果公表を実施する。 ・調査件数確保に向けて取り組む。
54	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	(再掲 No165)			
55		産業労働局	雇用労政課	パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進	厳しい労働環境に置かれているパートタイマーをはじめとする非正規労働者の労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、パートタイム等労働法の普及啓発を行う。	労働講座において「パート・有期雇用管理の実務ポイント」等をテーマとして取り上げ実施	パートタイム労働者をはじめとする非正規労働者の労働条件の改善に一定の成果があった。	今後、さらなる改善のため、継続して実施していく。
56		産業労働局	雇用労政課	高校生等へのワークルール等の普及啓発の実施	高校生等の若い世代を対象に、労働・雇用に関するきまり(ワークルール)や、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するため、普及啓発を行う。	高校生向け労働資料「知っておこう!働くときのルール」の作成、配布(作成部数:73,000部)	過酷な労働環境による若者の使い捨てが社会問題となっていたが、事業を継続してきたことで高校生等へのワークルール等の理解を促進させた。	今後も継続して事業を実施していく。
57	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画実践事業	(再掲 No11)			
施策の基本方向2 働き方改革と多様なワークスタイルの推進								
①長時間労働の是正と多様な働き方の促進								
58	67	産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスの普及啓発に取り組む。	・政労使一体の働き方改革フォーラム開催による普及啓発 参加者数76人	対面とオンラインのハイブリット方式により開催し、中小企業に対してワーク・ライフ・バランスや働き方改革について普及啓発を行った。	今後も継続して事業を実施していく。
59	68	産業労働局	雇用労政課	働き方改革促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進に取り組む中小企業等を支援する。	・テレワークセミナー(オンデマンド配信含む) 実施回数2回、参加者94名 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣 10社に派遣	事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。	事務事業の見直しにあたって、令和6年度で廃止

番号	再掲	局名	所管所屬	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
60	73	①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組の実施 ①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組を実施 ②:「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、全職員が年間5日以上、年次休暇を取得し、年次休暇の年平均取得日数は、令和5年度と同様15日以上を達成した。	①令和3年に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書の作成や、グループリーダー等への休暇制度に関する研修の実施等の取組を行った。 ②「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児等取得支援計画書の作成や育休に係る業務執行体制の見直しにより、結果として男性の育児休業取得率は向上している。また、「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、年次休暇の取得を促進することで、全職員が年間5日以上、年次休暇を取得し、かつ、年次休暇の年平均取得日数は平成30年度以降平均15日程度を継続して達成した。 ③「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」における「男性職員の育児休業取得率」等の数値目標(令和7年度)達成に向け、一層の取組促進が不可欠である。	①引き続き、さらなる制度利用促進を図る。 ②「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、休暇等取得しやすい環境を今後も継続して整備する。 ③引き続き、数値目標達成に向け、当該計画に基づく取組を積極的に進める。
61	74	総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組の実施 ・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅等勤務(テレワーク)を実施	テレワークや勤務時間制度について、職員が働きやすい職場環境の整備に向けた見直しを推進してきたところ、令和元年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、こうした取組が一層推進された。	引き続き、さらなる環境整備の取組を進める。
62	75	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	全ての職員が「働きやすさ」「働きがい」を実感し、職員の笑いあふれる職場環境をつくることにより、職員一人ひとりのパフォーマンスを高め、ワーク・ライフ・バランスの実現と県民サービスの向上を目指す。	・働き方改革取組方針(令和6年度～令和9年度)に基づく取組を推進した。 (職場環境の改善(オフィス改革、会議室確保、空調時間延長、軽装の通年化、セキュリティゲートの設置等)、事務事業の見直し、長時間労働の是正等) ・働き方・行政改革推進本部(5回)を開催した	R6実績<取組方針数値目標> ・時間外勤務月80時間越の職員:88人<目標:ゼロ> ・テレワークを希望どおり実施できている職員:51.3%<目標:50%以上> ・県庁全体で業務改善が進んでいると感じる職員:50.8%<目標:70%以上>	・取組方針の数値目標を達成するため、引き続き、時間外管理と事務事業の見直し(特に業務廃止)に取り組む。
②両立支援のための取組促進								
63		①総務局 ②福祉子どもみらい局	①人事課 ②共生推進本部室	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組を推進する。	①庁内向けイクボスポータルに子育てや介護に関する休暇制度等を掲載するなど、仕事と家庭を両立しながら活躍できる職場環境づくりに取り組んだほか、局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施した。 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。	イクボスポータルや全庁掲示板により、新たに導入した制度や改正した制度の内容について、職員全体へ周知することができた。	引き続き、仕事と家庭の両立支援に取り組む。 また、理解促進のため、引き続きホームページ掲載等による情報提供を実施する。
64	212	教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発資料を従業員に配付するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページで事業者名を広報	・県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」を年1回発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 ・新たに4事業者と協定を締結した。	従業員が安心して家庭教育に専念できるよう、各協力事業者の家庭教育の推進に向けた機運を醸成することができた。	・公式ロゴマークを活用し、県教委と協力事業者が連携して広報を行う。 ・家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」の内容を充実させる。
65		福祉子どもみらい局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	・県条例に基づき、子育て支援の取組を進める企業の認証制度に取り組む。 ・子ども・子育て支援の取組を進める事業者を「かながわ子育て応援団」として認証し、認証事業者に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。(R6年度認証件数…11件)	登録事項の変更が適切に行われていない事業者が多数存在したため、主に一般事業主行動計画の期間切れ事業者宛てに変更届の提出を依頼し、情報更新を行った。	仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図るため、引き続き事業を継続するとともに、有効な登録内容となるように適宜情報の更新を図る。
66	再掲	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進		(再掲 No.34)		
67	再掲	産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発		(再掲 No.58)		
68	再掲	産業労働局	雇用労政課	働き方改革促進事業		(再掲 No.59)		

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
69	再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点点		(再掲 No.14)		
70	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進		(再掲 No.30)		
71	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業等の経営層に向けた意識改革・行動改革セミナー		(再掲 No.31)		
72	再掲	福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進		(再掲 No.32)		
73	再掲	①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着		(再掲 No.60)		
74	再掲	総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備		(再掲 No.61)		
75	再掲	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進		(再掲 No.62)		
重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし								
施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶								
①配偶者等からの暴力防止／②配偶者等からの暴力被害者への支援								
76		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	配偶者等からの暴力総合対策の推進	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき策定した「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を着実に推進するとともに、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援するため、市町村における取組への支援、配偶者暴力相談支援センターにおける相談・一時保護体制の充実強化、被害者の自立支援拠点体制の整備等を行う。	・「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」(令和6年3月策定)に則した取組を実施した。 ・若年層を中心とした、支援につながない女性等の早期発見のため、相談窓口連絡先の表示方法や手に取りやすいデザインについて県内大学生にアンケートを行い、その結果を基に生理用品と相談窓口周知カードのセットを27,000セット作成し配布した。 ・若年層が身近に感じられるよう、漫画・漫画動画や漫画のコマを活用した相談窓口周知カードを60,000枚作成し県内大学やネットカフェ等に配布するとともに、幅広い年齢層が活用するLINEにおいて広告を行い、相談窓口の周知を図った。	・「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を令和6年3月に策定した。 ・DV被害防止のための施策を効果的に行うため、県民ニーズ調査等の結果も参考にして、施策を立案した。	・新しい計画の下、関係機関と連携して、本人の意思に寄り添った当事者目線に立った支援をしていく。 ・県民ニーズ調査等の結果を受け、令和7年度は男性向けDV被害防止啓発の充実を図ることとする。
③犯罪被害者等に対する支援								
77		警察本部	少年育成課	SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動	SNS(X・旧Twitter)上における児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し、少年育成課のアカウントから注意喚起・警告、相談窓口URLなどのメッセージを投稿し、児童の性犯罪被害等の防止を図っている。	・児童に対する注意喚起 535件 ・誘引者に対する警告 1,467件	SNS上に不適切な書き込みをした児童及び誘引者に対して、積極的な注意喚起・警告を実施した。	今後も児童の性犯罪被害等の防止のため、日々変化するネット用語の情報収集に努めるとともに、早期に不適切な書き込みを発見し、速やかに注意喚起・警告を実施する。
78		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童に対する性的虐待防止対策の推進	児童に対する性的虐待防止対策を推進する。	・児童に対する性的虐待の被害確認の実施 ・面接者の養成研修を実施(1回) ・児童相談所実務研修として、初期調査面接や初期対応研修(3回) ・被害児童の心理的ケア	養成研修を継続することで面接者の確保ができている。	引き続き、職員への研修を継続するとともに、被害児童の心理的ケアに努めていく。
79		①くらし安全防災局 ②③福祉子どもみらい局 ④⑤警察本部	①くらし安全交通課 ②共生推進本部室 ③青少年課 ④少年育成課(JKビジネス) ⑤生活保安課(AV出演強要)	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等対策	いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等に関する取組	①「AV出演被害防止・救済法」の施行に伴い、ワンストップ支援センターとしてAV出演被害に関する相談対応を実施 ②③:内閣府啓発サイト(いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト)の周知 ③:青少年保護育成条例に基づく「JKビジネス」営業へに対して、令和6年4月に調査員5名による立入調査を1回実施し、営業所に退職者の従業員名簿を3年間保存することについて指導をした。 ④:「JKビジネス」営業で働く18歳未満の少年に対する積極的な補導活動の推進 ・相談体制の充実 ⑤:AV出演被害問題に係る対策の推進 ・広報・啓発活動の推進 ・相談受理担当者等に対する教養	②内閣府が作成したポスター及びリーフレットの掲示・配布による周知を図った。 ③店長に対する聴取及び従業員名簿の閲覧等から、青少年が関与していないことを確認した。 ④・「JKビジネス」営業の1店舗に対し、県と連携して立入り調査を1回実施(※)した。※県内把握のJKビジネス営業店舗は1店舗のみ。 ⑤・各署の担当者が、地域の会合及び学校に対する防犯教室等において、AV出演被害問題に係る広報啓発活動を実施した。また、各種研修及び会議等において、捜査員及び相談受理担当者等に対し、AV出演被害問題の教養を実施した。	①引き続き、相談体制の周知と支援体制の強化を図る。 ②引き続き、啓発サイトについて内閣府が作成したポスター及びリーフレットの掲示・配布による周知を図る。 ③引き続き立入調査を実施して、青少年が「JKビジネス」に関与していないことを確認する。 ④今後も関係機関・団体等と連携し、児童の性に着目した形態の営業の実態把握及び街頭活動等の情報収集に努め、少年に対する啓発・補導活動を推進する。 ⑤今後も継続して広報啓発及び教養活動を実施する。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
80		くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援の提供	警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供する。	・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供 ・臨床心理士等によるカウンセリング 525件 ・付添い支援 757件 ・弁護士による法律相談 170件 ・一時的な住居の提供等 2件 ・犯罪被害者等への総合相談 1,611件	事業の性質上、実績値によって効果や課題について記載することはできない。	引き続き、支援体制の強化を図る。
81		くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成を実施する。	・犯罪被害者等支援ボランティア養成講座(上級)の開催 R6.10.25～R6.12.27 10日間 受講者29名 ・支援ボランティアの募集・管理・育成 ボランティア登録者:118名 (R7.3末現在)	事業の性質上、実績値によって効果や課題について記載することはできない。	支援員養成講座の実施による人材育成に取り組んでいるが、より多くの支援員を養成するための人材育成に努めていく。
82		くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への理解の促進	犯罪被害者等への理解を促進する講座等を通じて、犯罪被害者等についての理解の促進を図る。	・市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働講座の開催 ・大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDVDを活用した犯罪被害者等理解促進講座の実施 ・犯罪被害者等支援キャンペーンの実施 R6.11.15～R6.12.1 5日間 県内5箇所で開催	事業の性質上、実績値によって効果や課題について記載することはできない。	理解促進講座の実施やキャンペーンの開催等による普及啓発の取組については、引き続き、「サポートステーション」や「かならいん」の存在の周知等、普及啓発を図る。
83		警察本部	警務課	犯罪被害者等への支援	殺人、強盗致傷、不同意性交等の身体犯事件や死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等に対して、事件事故発生直後の初期段階より、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動を実施する。	・捜査活動や病院等への付添い ・刑事手続や各種支援制度の説明 ・捜査過程における要望・意見の聴取 ・心理員によるカウンセリングの実施	犯罪被害者等に対する各種支援活動を適切に推進した。	今後も事件事故発生直後の初期段階から、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動の推進に努める。
84		警察本部	警務課	関係機関・団体との連携による犯罪被害者等への支援の充実	犯罪被害者等を総合的に支援するため、神奈川県、公益社団法人神奈川被害者支援センターと連携して「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営している。また、関係機関・団体との緊密な連携により、効果的な支援活動を推進するため、警察本部において神奈川県被害者支援連絡協議会を構築している。	神奈川県被害者支援連絡協議会第27回定期総会を開催し、関係機関・団体と連携した被害者支援の強化を図った。(12機関19団体71会員)	神奈川県被害者支援連絡協議会定期総会を開催し、関係機関・団体との情報交換等を行い、会員相互の連携を強化した。また、被害者遺族による講演会を実施し、会員間における被害者支援活動の必要性を確認した。	引き続き、毎年1回の総会を開催し、会員間の連携強化を図る。
85		警察本部	①捜査第一課 ②暴力団対策課 ③少年育成課 ④生活経済課 ⑤交通総務課 ⑥鉄道警察隊	犯罪被害者等からの相談の実施	性犯罪110番、暴力団からの不当要求拒絶コール、少年相談・保護センター、ユーステレホンコーナー、子ども安全110番、悪質商法110番、交通相談センター、電車内痴漢等迷惑行為相談所等の各相談窓口を設置し、犯罪被害者からの相談に応じる。	警察本部の各相談窓口での相談受理を行った。 【相談受理件数】 ①性犯罪110番 549件 ②暴力団からの不当要求拒絶コール 281件 ③少年相談(保護センターでの受理件数のみ) 802件 ④ユーステレホンコーナー 457件 ⑤子ども安全110番 21件 ⑥悪質商法110番 130件 ⑦交通相談センター4,440件 ⑧電車内痴漢等迷惑行為相談所(相談所での受理件数のみ) 360件	①性犯罪110番は、平成30年度は、受理件数が150件であったが、各種広報等を実施したことにより、令和6年度は、受理件数が549件となった。現在相談件数が、年々増えているところである。 ②年度によって受理件数に増減はあるものの、各種広報啓発活動等により、当課の事業が県民に認知されつつある。 ③少年相談・保護センター及びユーステレホンコーナーにおいて相談を受理し、少年の立ち直り支援に貢献した。 ④子ども安全110番では、児童虐待事案、子供が被害者となる事件の通報や目撃情報、不審者の出没に関する情報を受理し、子供の安全確保に努めた。 ⑤悪質商法110番では、事件端緒の入手を念頭に聴取し、必要に応じて防犯指導や他の行政機関を指示する等、分かりやすい助言・指導に努めた。 ⑥交通関係の要望や意見に対し、相談者の立場に立った親切かつ丁寧な対応に努めた。 ⑦被害者等からの相談を端緒に、電車内等における痴漢等迷惑行為を検挙・警告し、その解決に努めた。	①引き続き、性犯罪110番の周知を図るとともに、適切な相談対応を継続していく。 ②今後も、暴力団による不当要求の根絶を目指し、広報啓発活動を継続していくとともに、不当要求拒絶コールの相談受理に際しては真摯に対応していく。 ③今後も各種広報媒体等を活用し、相談窓口電話等を広く県民に周知する。 ④年々相談件数は減少傾向にあり、業務の合理化の観点から今秋廃止予定。 ⑤引き続き、県民の要望・意見に対して、内容のいかんにかかわらず、誠実に対応していく。 ⑥潜在化しやすい電車内等における痴漢等迷惑行為の被害実態を把握して解決するために、相談所の更なる周知を図る。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
86		警察本部	各種相談窓口(警務課)	県警広報啓発活動の推進	被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ホームページ、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の広報紙等による広報活動の実施 ・被害相談窓口広報用のポスターを警察署、交番、駅等に掲示 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施	・警察署の電光掲示板に被害相談窓口を表示 ・県内各所において、被害者支援キャンペーンを開催 ・その他、各警察署においても、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らせ、広報啓発活動の推進に努めた。	関係機関・団体と連携し、各被害相談窓口等の広報啓発活動を推進した。 活用効果が少なかったポケットカードを廃止し、電光掲示板等デジタル媒体の広報に変更し経費削減を図った。	今後も犯罪被害者等への理解の促進を図るため、関係機関・団体と連携しながら、各種広報媒体を活用しながら犯罪被害者等支援の重要性に関する広報啓発活動を実施する。
87		くらし安全防災局	くらし安全交通課	性犯罪・性暴力の被害者への相談体制の充実	性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)における24時間365日対応の電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い、証拠採取等(令和4年10月開始予定)支援などを行う。	ワンストップ支援センターとして、電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援等を実施 相談:2,365件 支援:388件	事業の性質上、実績値によって効果や課題について記載することはできない。	引き続き、支援体制の強化を図る必要がある。
88		警察本部	捜査第一課	性犯罪対策	性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用するとともに、被害者等の心情に配慮した対応を行う。	・性犯罪において女性警察官を積極的に活用した。 ・性犯罪被害に関する電話相談を実施した。 ・性犯罪被害者の初診料等の公費負担を行った。 ・県警捜査員に対し、性犯罪被害者への対応等に関する各種教養を実施した。	・性犯罪が発生した場合に対応する警察官として、令和2年から「性犯罪指定捜査員」を配置しており、令和6年度末には713人配置している。(うち女性警察官 341人) ・性犯罪110番において、電話相談を受理している。 ・性犯罪被害者の初診料等の公費負担は、平成30年度は111件の執行であったが、捜査員等に対する教養等により、適正執行することができ、令和6年度は371件執行した。 ・令和2年から、性犯罪捜査専科を新設し、当該専科のほか、県警職員に対して性犯罪被害者への対応等に関する教養を年2回実施している。	・性犯罪指定捜査員は、様々な事案に対応できるよう性別、配置を考慮して適切に指定を更新していく。 ・性犯罪110番については、相談者の意向や心情に配慮した対応を実施する。 ・性犯罪被害者の初診料等の公費負担を適切に執行する。 ・性犯罪被害者対応等に関する研修を引き続き実施する。
89		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談支援センター	人身取引(トラフィッキング)被害者への支援対策の推進	人身取引被害者への支援対策を推進する。	人身取引被害者の一時保護、支援の充実 ①内閣府による人身取引対策に関する啓発物の送付(20所属) ②一時保護件数:0件	令和6年度は、人身取引事犯の被害者は保護には至らないまでも年々増加の傾向にあり、被害者支援が必要な現状にある。	被害者を一時保護し、安全の確保及び心理的ケアを行うとともに、関係機関等と連携・協力を図りながら支援を実施する。
90	再掲	福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室 ②女性相談支援センター	女性保護事業の実施	(再掲 No.125)			
施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援								
①ひとり親家庭に対する支援								
91	44	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施(①パソコン教室42日間・延258名参加、②マナープランセミナー1日間・延5名参加) ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業(町村分) ・高等職業訓練促進給付金 14名 ・自立支援教育訓練給付金 7名	就業・自立支援センター職員が福祉事務所の母子・父子自立支援員と密接に連携しながら、ひとり親が抱える様々な課題に対して、適切に支援することができた。	引き続き当該事業により、母子家庭等の自立を支援していく。
92		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の母、父子家庭の父、児童又は寡婦に対し、福祉資金の貸付や医療費の助成を行う。	・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 306件	母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費助成等の経済的支援により、母子家庭等の自立を支援することができた。	引き続き当該事業により、母子家庭等の自立を支援していく。
93		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への養育費確保支援の充実	ひとり親家庭の継続した養育費確保に向け、元調停員による養育費相談支援を行うとともに、養育費に係る公正証書等の作成費用の助成を行う。	○養育費相談事業 122件 ○ひとり親養育費確保支援事業 55件交付	養育費相談や養育費に係る公正証書等の作成費用に要する経費の補助を行うことで、ひとり親の継続的な養育費確保につなげることができた。	養育費相談や補助事業について広く知ってもらえるよう、リーフレット等で周知していきたい。
94		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援策の周知	ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を作成する。	以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図った。 (10,000部配布) ・各市町村ひとり親家庭福祉主管課 ・公共職業安定所 ・県保健福祉事務所 ・県関係各課	リーフレットを作成・配布することによって、県が行っている各種支援策について、ひとり親へ周知することができた。	引き続き広報手段のひとつとして実施していく。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
95		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援情報の提供	ひとり親家庭を対象とした総合的な支援情報を提供するポータルサイト「カナ・カモミール」を運営する。	・ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供 ・女性のためのオンラインセミナー ・キャリア・ワークショップセミナー ・かながわひとり親家庭相談LINE	ひとり親家庭を対象に、総合的な支援情報を提供した。	引き続き、周知・広報を行うとともに、利用者の利便性等の向上に努める。
96		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭SNS相談事業の実施	ひとり親家庭SNS相談を実施する。	○ひとり親家庭SNS相談事業の実施 ・無料通信アプリ「LINE」を利用した相談窓口を運営し、ひとり親家庭からの相談を受付(150日間実施/相談受付件数2,425件) ○相談窓口の周知 ・相談窓口につながるQRコードを掲載した周知用カードを市町村の窓口等で配布(32,110枚) ・県のホームページによる広報	ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、相談を実施した。	引き続き、周知・広報を行い、登録者を増やすとともに、相談対応の向上に努める。
97		県土整備局	公共住宅課	母子・父子世帯の県営住宅入居における優遇	特に住宅に困窮する母子・父子世帯が、より多く県営住宅へ入居できるよう、20歳未満の子のいる母子・父子世帯が一般世帯向け住宅を申し込んだ場合、抽選時に当選率を優遇する。	一般の申込者と比較して、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍、抽選における当選率を優遇した。	定期募集において、母子・父子世帯は、5月は336名、11月は316名の応募があった。	継続予定
②高齢女性に対する支援								
98	117	福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。	福祉サービス利用支援、日常的金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 ・利用者数 853名 ・相談援助件数 49,088件 ・契約締結審査会 8回 ・実施主体(市町村社協)への巡回調査及び相談 5市5町 ・専門員・生活支援員等研修 8回 ・専門員ブロック別会議 2回	認知症高齢者の増加や精神障害・知的障害者の地域生活への移行の進展から利用者数の増加が見込まれるなか、利用者数が伸び悩んでいることが課題である。	各市町村社協及び各市町村の福祉関係機関と連携し、支援を必要としている利用者のニーズを掘り起こすために事業の周知に一層取り組む必要がある。
99		福祉子どもみらい局	地域福祉課	カラーバリアフリー推進事業	事業者等に対してカラーバリアフリーに関する普及啓発を図るとともに、色覚障がい当事者による相談窓口の設置やアドバイザーを派遣し、公共的施設の案内板等の色使いに助言をする。	・色覚障がい当事者によるカラーバリアフリー相談事業の実施 3件	カラーバリアフリーに関する普及啓発を図るとともに、条例に基づく助言相談体制の整備や既存案内サイン等のバリアフリー化を進めているが、条例施行前の建築物や案内サインが多く存在する現状にある。	今後もバリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により、一層取り組む必要がある。
100	116	福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組を協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	・バリアフリー街づくり推進県民会議 2回 ・バリアフリーフェスタかながわの開催(コーナー参加者数:延べ1,478名)	イベントの開催やリーフレットの配布等により、県民会議の活動や提案書に基づく取組内容を広く周知した。	今後もバリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により、一層取り組む必要がある。
101		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域ケア体制の充実	地域包括ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。	○地域包括支援センター運営事業(市町村事業) ○地域包括ケア推進事業として ・広域的な地域ケア会議:地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行った。 ・専門職員派遣事業:市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行った。 ○地域包括支援センターの運営に関し個別課題を抱える市町村(2保険者)に対し、アドバイザーと県職員との現地派遣による伴走支援事業を実施。	・神奈川県地域包括ケア会議:在宅医療を所管する医療企画課との合同で開催し、地域における医療と介護の提供体制や連携体制における課題等について各団体、行政関係者との意見交換を行った。 ・専門職員派遣事業:延べ61名の専門職員派遣を実施し、市町村等の取り組む地域ケア会議など地域包括ケアシステムを推進する取組を支援することができた。	・引き続き、関係機関との連携を図りながら地域の支え合いを推進し、市町村による地域包括ケアシステムの推進の取組を支援する。 ・また、市町村・地域包括支援センターの地域ケア会議等における高齢者の自立支援・重篤化防止に向けた取組を支援するため、引き続き専門職員を派遣する。 ・さらに、個別課題を抱える市町村への伴走支援を実施することで地域ケア体制の充実に向けて県全体の底上げを図る。
102		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。 ○権利擁護業務(包括的支援事業)・成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応 ○任意事業・成年後見制度利用支援事業・地域自立生活支援事業	市町村が地域支援事業として実施する次の事業に対し交付金を交付 ・成年後見制度利用支援事業(30市町村実施) ・認知症高齢者見守り事業(15市町村実施) ・介護相談員派遣等事業(23市町村実施) 等	各市町村が、地域の実情とニーズに対応した左記介護予防事業に取り組むことができた。	引き続き交付金による支援に努める。
103		県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、高齢者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、高齢者に配慮した住宅への改良を進めた。	国の交付金を活用し住戸の改善等を行う市町村に対し、引き続き適切な指導・助言等を行い、高齢者に配慮した公営住宅の整備を推進していく。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
104		県土整備局	住宅計画課	高齢者に対する居住支援の推進	・賃貸住宅の家主から、民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供する。 ・要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、団体及び市町村職員に居住支援に必要な知識を習得する機会を提供し、居住支援活動を取りまく周辺環境を整えることにより、要配慮者の居住の安定確保を促進する	・高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録については、43,376戸の登録がなされた。 ・住宅セーフティネット制度をはじめとした住宅政策及び福祉政策で、居住支援に携わる市町村職員や関係団体を対象とした、居住支援の知識習得と意識強化等を図るための講座を開催した。(1回、91名参加)	・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を大手不動産事業者と交渉することなどにより順調に増加した。 ・居住支援に携わる市町村職員等に対し、居住支援と福祉の両方の知識習得と意識強化等を図る講座を開催し、要配慮者の居住の安定確保が図られた。	・登録住宅の戸数の増加に伴い、住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく。 ・継続した「住まいに関する横断的な知識」の習得の場を設け、居住支援活動を取りまく周辺環境整備を図る。
105		県土整備局	公共住宅課	県営住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	高齢者等に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・建替え団地5団地322戸の整備を行った。	建替え団地のすべての住戸を高齢者等に配慮した住宅として整備した。	引き続き、県営住宅の整備に併せて、高齢者等に配慮した住宅の整備を進める。
106		県土整備局	公共住宅課	高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取り組み	県営住宅を活用して多世代が居住し、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生する。	・高齢者支援の場として、拠点の整備を行った。 ・団地住民を対象とした講習会の開催をした。	空き住戸1箇所、新築1箇所の拠点を整備した。	引継ぎ高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを進める。
107	再掲	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	(再掲 No.41)			
③障がいのある女性に対する支援								
108	45	福祉子どもらい局	障害福祉課	障がい者の就労移行支援・就労継続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・就労移行支援 ・就労継続支援	市町村に負担金を交付したことにより、就労移行支援及び就労継続支援等に寄与した。	法定負担金として、今後も市町村に着実に交付していく。
109	46	福祉子どもらい局	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業	職場不適應により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を継続して実施（全障がい保健福祉圏域8か所に設置）。 ・支援対象者登録者数 6,883人 ・相談・支援件数 55,348件	増加する精神障がい者への相談に対応するため、高い専門性を持った人材を新たに配置した。	今後も、日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図っていく。
110	47	産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	①障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座（個別訪問：844社、出前講座：41回） ・障害者雇用促進に向けたフォーラム（回数：1回、参加人数：411人） ・企業交流会（回数：5回、参加者数181人） ・精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー（回数：2回、参加者数252人） ・精神障害者職場指導員設置補助金（交付事業者：10事業者） ・障がい者就労支援力向上研修（回数：8回、参加者数277人）等 ・県公式LINE「かながわ障がい者就労サポートシステム」をリリース（令和7年3月27日） ・精神障害者職場指導員設置補助金の要件について、所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」とし、補助対象事業所の範囲を拡大 ・障がい者のテレワーク雇用を検討している中小企業等に対し、アドバイザー派遣によるコンサルティング等を実施（2社） ②職業能力の開発 ・神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練（12コース54人）及び民間教育訓練機関等への委託訓練（21コース89人）を実施	①障がい者雇用の進んでいない中小企業を個別訪問して、情報提供や出前講座等を実施したほか、フォーラムや企業交流会等の実施を通じて、他社の取組事例の紹介等を行うことで、障がい者雇用への理解の促進及び雇用の実現を支援した。また、セミナーや補助金制度を通じて、精神障がい者の雇用と職場定着の促進が図られた。さらに、障がい者就労支援機関の支援力の向上に向け、実践的な研修等を実施したことにより、就労支援機関への支援を実施することができた。 障がい者雇用をさらに進めるために、障がい者・企業・就労支援機関の3者に対してブッシュ配信等を行う県公式LINE「かながわ障がい者就労サポートシステム」をリリースした。 精神障害者職場指導員設置補助金の要件について、所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」とし、補助対象事業所の範囲を拡大するとともに、障がい者のテレワーク雇用を検討している2社に対し、アドバイザー派遣によるコンサルティング等を実施した。 ②神奈川障害者職業能力開発校において、精神障がい者の求職者数増加を踏まえ、令和4年度からコースを見直して精神障がい者枠を増やして（令和5年度入校者の50%が精神障がい者）、職業訓練を実施し、就職支援に努めた。	①障がい者の職場定着に課題を感じている県内企業を対象として、相談支援等による直接的な定着支援を実施する。 ②神奈川障害者職業能力開発校・委託訓練とも、定員充足率が低いコースがあるため、更なる周知広報に努める。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
111		福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい児者の相談支援の充実	障がい児者の自立した生活や課題の解決に向けた適切なサービス利用を図るため、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うサービス等利用計画の作成や、その後のモニタリング(必要の見直しなど)を支援する。	・障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成やモニタリングに要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・計画相談支援 ・障がい児相談支援	市町村に負担金を交付したことにより、地域生活への移行や自立生活の支援等に寄与した。	法定負担金として、今後も市町村に着実に交付していく。
112		福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい児者の居宅生活支援の充実	障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、必要な障害福祉サービスの利用を支援する。 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)	・障がい児者の福祉サービスの利用に要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)	重度訪問介護等の訪問系サービスについては、国が定めた基準額があり、これを超過した額は市町村が負担する仕組みとなっているため、超過負担が発生している市町村がある。	超過負担が発生している市町村に対しては、令和6年度から国の補助制度を活用した県の補助事業を実施する。また、訪問系サービスについては、他のサービスと同様、市町村に超過負担が生じない制度とするよう、引き続き国に見直しを要望する。
113		福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者地域活動支援センターに対する支援	地域で生活する障がい者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。	1 地域活動支援センター機能強化事業(障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助)の一部) 2 市町村障害者福祉事業推進補助金(障害者地域活動支援センター事業)	市町村への補助により、地域活動支援センターの事業形態(I型、II型、III型)に応じて、基礎的事業による職員の他に機能強化に係る職員の配置等に寄与した。	今後も市町村への補助を継続していく。
114		県土整備局	公共住宅課	県営住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	障がい者に配慮した県営住宅の建替えや改善を進める。	・建替え団地2団地6戸の整備を行った。	入居者の要望に応じた戸数の障がい者に配慮した住宅を、建替え団地に整備した。	引き続き、県営住宅の整備に併せて、障がい者に配慮した住宅の整備を進める。
115		県土整備局	住宅計画課	公営賃貸住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、障がい者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行い、障がい者に配慮した住宅への改良を進めた。	国の交付金を活用し住戸の改善等を行う市町村に対し、引き続き適切な指導・助言等を行い、障がい者に配慮した公営住宅の整備を推進していく。
116	再掲	福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業		(再掲 No.100)		
117	再掲	福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業		(再掲 No.98)		
④外国人女性に対する支援								
118		文化スポーツ観光局	国際課	外国籍県民相談の実施	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提供を行う。	○外国籍県民一般・法律相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ、川崎県民センター、県央地域県政総合センター ・対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、やさしい日本語(実施場所により対応言語が異なる) ・実績：1,199件 ○外国籍県民教育相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ ・対応言語：中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、やさしい日本語 ・実績：2,592件	○ 外国籍県民等への情報提供や相談対応を行うことで、言語や文化、習慣等の違いにより生じる生活上の諸問題の解決につなげることができた。 ○ 相談員研修会を実施することで、相談員のスキルアップや相談員相互の連携づくりの場を提供することができた。 ○ 関係機関との連絡会を開催し、各機関との連携・協力体制を強化することで、相談事業の充実を図った。	○ 引き続き、より多くの外国籍県民等の相談に対し、課題を解決するために役立つ情報を提供できるよう、県内外の相談窓口と連携しながら、安定した運営に努める。
119	48	産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター(本所)においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数：374件	事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。	引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。
120		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	多言語によるDV相談等の実施	民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで13言語によるDV相談を実施するとともに、13言語のリーフレットを作成し相談窓口やDVについての情報提供を行う。	13言語(英語、韓国語・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語)によるDV相談を実施した。 また、13言語のリーフレットを作成し相談窓口やDVについての情報提供を行った。 R6年度多言語相談件数：419件	令和6年度から対応可能な言語数を8言語から13言語に増やし、より多くの相談ニーズに対応できるよう改善した。	ますます多様化する相談者の言語への対応を図る。
121		文化スポーツ観光局	国際課	多言語情報の提供	言葉による情報獲得の障壁をなくすため、外国籍県民にとって、必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、情報紙やインターネット などにより提供する。 ・外国籍県民のための多言語情報紙の発行 ・ホームページによる多言語情報の提供	○多言語情報紙「こんにちは神奈川県」の発行・年3回発行・発行部数：1回あたり20,300部・対応言語：英語ほか5言語・配布場所：県機関・市町村等約800箇所 ※6年度末で事業廃止 ○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載	県の施策や生活情報を多言語情報紙やホームページで提供することで、外国籍県民等への情報支援を推進することができた。	引き続き、より多くの外国籍県民等の情報格差の解消に貢献し、外国籍県民等に必要な行政情報の効果的な提供に努める。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
122		文化スポーツ観光局	国際課	外国籍県民情報支援の実施	外国籍県民の生活を支援するため、多言語支援センターを開設運営し、各種事業を実施する。また、災害時等において緊急情報を多言語化して発信する。	○多言語支援センターかながわの運営 ・対応言語:11言語、問合せ対応件数:測定中 ○外国籍県民支援人材育成研修の実施:6回 ○希少言語等専門人材の確保・育成 ○一般通訳支援事業の実施 ・通訳派遣件数:726件、通訳協力者への研修:10回 ○災害時外国籍県民支援 ・災害時通訳ボランティア等研修の実施:3回	多言語支援センターかながわでは、11言語で外国籍県民からの問合せ対応を行い、15,422件の情報支援を行うことができた。	今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、多言語での情報支援の充実に取り組む必要がある。
⑤生活困窮者等の自立に向けた支援								
123	49	福祉子どもみらい局	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	・制度周知用のチラシを30,000部作成し、各市町村や関係機関に配布し、自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・リモートにより県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修を6回、生活困窮者支援に携わる団体や行政機関を対象としたネットワーク会議・学習会を3回開催したほか、県内各市の主管課長会議及び担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	令和6年度における研修や会議の開催回数は、概ね予定通り実施することができた。引き続き、生活に困窮する者が必要な支援につながるよう制度について周知していく必要がある。	研修やネットワーク会議については、新たな支援制度やニーズに対応するよう。内容等をさらに工夫していく。
124		福祉子どもみらい局	①青少年センター ②青少年課	子ども・若者総合相談事業	かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)における電話、来所相談及び、委託事業者によるSNS相談を実施する。 また、支援者向けの研修やひきこもり当事者のための居場所、講座を実施する。	生活困窮者等に関する相談を含めてひきこもりや子ども・若者の有する様々な悩みについて電話、来所及びSNS(※)による相談を実施した。 相談件数 ・電話相談2,996件、面接相談延べ367件、LINE相談3,768件(かながわ子ども・若者総合相談センター、県ひきこもり地域支援センター、県西部青少年サポート相談室、県地域青少年相談窓口の総計) <支援者向けの研修の実施状況> ボランティア育成研修 計2回 NPOスタッフ研修 計2回 相談員研修 計3回 <ひきこもり当事者のための取組の実施状況> 居場所事業 計21回(うち、孤独・孤立を感じる女性のための居場所 計2回、親・きょうだいの集い3回) コミュニケーション講座 計3回 有償ボランティア 計4回	生活困窮者等をはじめ、様々な悩みに対して、その背景を理解し、寄り添い、共に考えていく相談支援ができるよう、支援者向けの各種研修やケース検討会議等を充実させるとともに、ひきこもり当事者のための居場所事業等の取組も実施することができた。	今後も関係機関と連携しながら、生活困窮者等が安心して生活を送ることができるよう、生活困窮者等を含めた子ども・若者の悩みに寄り添った相談支援を行うとともに、支援者向けの研修やひきこもり当事者のための取組を引き続き強化していきたい。
125	90	福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室 ②女性相談支援センター	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	①、②一時保護、自立支援の実施一時保護件数:248件 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けけるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。 相談件数(電話・メール・来所) 4,616件 LINE相談 873件 同行支援 52件 訪問支援 8件 他機関/所内打ち合わせ・会議 214件 研修開催3回、研修参加人数1回目90名・2回目89名・3回目84名	①困難な問題を抱える女性の状況は複雑化しており、引続き支援の充実が必要な状況である。 ②様々な困難な問題を抱えた女性を一時保護し、本人の意思を尊重した自立支援を実施した。 ③民間団体に委託し、様々な問題を抱えた女性から相談を受け付けるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また支援従事者のための研修を行った。	①③各機関との連携体制の充実を図り、支援のための人材育成の資質向上に取り組む。 ②引き続き、関係機関との円滑な連携により、女性の意思を尊重した切れ目のない安心・安全な支援を実施する。
126		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	女性電話相談の実施	日常生活上、様々な問題を抱える女性のための電話相談業務を実施する。	「女性電話相談室」相談受付相談件数:1707件	委託業者と連携し、様々な悩みを抱える女性からの一般的な相談に広く応じ、課題の解決・軽減を図った。	・安定的な運営により、引き続き女性からの様々な相談に広く応じ、課題の解決・軽減を図る。
⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援								
127		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	人権施策推進事業	性的マイノリティ(LGBT等)を含めた、人権がすべての人に保障される地域社会の実現のため、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。	性的マイノリティ支援として次の事業を実施した。 ・派遣型個別専門相談として相談員の派遣 20件 ・当事者向け交流会の開催 8回 ・企業及び団体向け研修の実施 1回【オンライン開催】 ・児童福祉施設の職員向け研修の実施 2回 ・性的マイノリティ講師派遣 6回 ・かながわ性的マイノリティ相談LINE 311件	性的マイノリティ(LGBT等)交流・相談・研修事業を実施し性的マイノリティ(LGBT等)への理解を図った。 ※かながわ性的マイノリティ相談LINEは令和6年度開始事業	引き続き市や関係機関と連携し広く周知することで、性的マイノリティ(LGBT等)への理解増進に努める。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
128	210	①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局	①共生推進本部室 ②青少年課 ③がん・疾病対策課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	①令和元年度で事業終了。 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導員研修での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③令和元年度末をもって事業を終了した。	青少年センターで実施する指導員研修等において、必要に応じ、講師依頼をした。	神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等をお願いする。
129		健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについての電話相談において対応。今後の取組の方向性引き続き電話相談を実施。	相談件数も少なく、性的マイノリティに特化していないため、傾聴を基本とする一般的な対応となる。	引き続き電話相談を実施。
130		教育局	総合教育センター	教育相談事業	電話、来所、Eメール、SNS相談による相談への対応	・学校や家庭における子どもの様々な悩みや問合せについて、電話相談は8,052件、来所相談は4,352件、Eメール相談は451件、SNS相談は、4,436件に対応。	生活、不登校、いじめなど様々な相談に、電話、来所、Eメール、SNS等により対応した。	引き続き、相談者のニーズに応えられるよう相談を実施する。
131	再掲	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施		(再掲 No.181)		
132	再掲	教育局	総合教育センター	人権教育研修講座の実施		(再掲 No.182)		
施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援								
①健康に対する支援								
133		健康医療局	健康増進課	未病対策普及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組を促進するため、未病センターの設置促進やインターネット等による普及啓発等を行う。	・「かながわ未病改善ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開 ・未病センターの認証 累計84か所	・「かながわ未病改善ナビサイト」は2025年3月に改修完了。コンテンツをカテゴリ別に再構成し、目的の情報を得るための導線を明確にした。同時に、ウェブアクセシビリティの確保により、誰もが情報や機能を支障なく利用できるようにした。 ・2024年度は「未病センター」の廃止が2件あった一方で、新規認証も2件あった。「未病センター」設置者による利用促進が進んだことで、「未病センター」利用者は合計418,405人(前年度比約109%)となった。県民が未病改善に取り組める環境を広げることができた。	「かながわ未病改善ナビサイト」は、引き続き普及啓発を実施していく。 未病センター設置の伸び率が鈍化しているため、啓発の工夫を図る必要がある。
134		健康医療局	健康増進課	未病女子対策推進事業	女性特有の健康課題やその対処についてインターネット特設サイトやSNSを利用した情報発信や普及啓発イベントの開催、学校や企業との連携により普及啓発する。	・かながわ女性の健康・未病サイト「未病女子navi」について、サイト機能の改善、キーワード絞り込み機能の追加、LINE案内追従バナーの実装などを行い、引き続き普及啓発を実施 ・企業と連携し、「未病女子セミナー2025オンライン」をオンデマンド配信し、女性の健康課題について普及啓発。(令和7年3月3日から4月30日まで配信。申込数351件、累計再生数526回)	女性の未病に関する情報を発信する「未病女子navi」に228,248件(2024年度)のアクセスがあり、女性が自らの健康課題に気づき、改善を実践する取組が進んだ。	今後もコンテンツのさらなる充実を図る必要がある。
135		健康医療局	健康増進課	思春期の健康相談、生涯を通じた女性の健康の保持増進、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまく悩みな等への相談支援	プレコンセプションケアを含め、思春期の健康相談、生涯を通じた女性の健康の保持増進、不妊症や不育症、予期しない妊娠等、妊娠・出産をとりまく様々な悩みな等への相談支援を行う。	・性と健康の相談(一般相談:197件、専門相談:30件) ・不妊・不育専門相談センター(相談件数97件、延相談人数105人) ・妊娠SOSかながわ(延相談件数1,485件、アウトリーチ相談支援人数1人)	妊娠SOSかながわは、相談時間の拡大や、電話番号のフリーダイヤル化など、相談体制の充実に努めた。	不妊・不育専門相談センターについて、ホームページ等の記載内容を見直し、周知を進める。
136		健康医療局	健康増進課	妊娠・出産等に関する情報提供	妊娠・出産の正しい知識の啓発のため、ホームページ「(女性の男性のクリニック)丘の上のお医者さん」や啓発カード等による情報提供を行う。	・ホームページ「丘の上のお医者さん」(アクセス数402,838件) ・啓発カードの作成・配布(約140,000部)	令和6年度からSNSを活用して広報することなどにより、普及啓発に努めた。	ホームページのコンテンツを充実させることで、普及啓発を進める。
137		健康医療局	健康増進課	母子保健対策事業(男性に係る取組)	不妊・不育専門相談センターにおいて男性のための不妊・妊活相談を行う。 また、ホームページ「(女性の男性のクリニック)丘の上のお医者さん」において男性不妊等に関する普及啓発を行う。	・不妊・不育専門相談センターの男性の利用 男性不妊相談(相談人数1人) 医師による面接相談・助産師による電話相談(相談人数20人) ・ホームページ「丘の上のお医者さん」の男性ユーザー数(11,402人(男女比で44.9%))	ホームページ「丘の上のお医者さん」は男性の利用は一定数あるが、さらなる男性の利用の増加を図る必要がある。	・不妊・不育専門相談センターについては、男性向けのチラシ等により周知することで、男性に対する普及啓発を進める。 ・プレコンセプションケアの推進に係る取組においても、男性への普及啓発を進める。
138		健康医療局	健康増進課	妊娠・出産に関する知識の普及啓発	妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それらを踏まえたトータルなライフプランの構築を支援するために、学校や企業等を対象に健康教育や講座を実施する。	・健康教育(63回実施、延参加人数5,832人) ・企業向け出前講座(18回実施、延参加人数491人)	健康教育で使用する資料内容について見直すことで、学生層に応じた適切な普及啓発に努めた。	健康教育の充実や周知の強化を図り、普及啓発を進めていく。
139		健康医療局	医療整備・人材課	周産期救急医療システムの充実	ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高度な救急医療体制を確保するため、県内を6ブロックに分けて周産期救急医療システムを整備するとともに、システムに参加する受入病院の運営費に対して助成する。	・周産期救急医療システムの安定的な運用	「県周産期救急医療システム」を運用することで、高度な医療水準により一貫した対応を24時間体制で確保できた。県の出生数は減少傾向にあり、分娩取扱施設数も減少している。その一方で、今後もハイリスク分娩や医療的ケア児は一定数見込まれる。今後、どのように県周産期救急医療システムを安定的に運用させていくかという課題がある。	出生数の減少や高齢出産の増加など、社会情勢が変化している中でも、安心して子どもを産み、育てる環境を整える。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
140		健康医療局	がん・疾病対策課	がん(子宮頸・乳房)予防の推進	がんを早期発見するために、がん検診の受診促進などの普及啓発やがん検診従事者の研修を行う。	・がん患者やその家族が、必要ときに正しい情報入手できる防がんMAPの作成・配布(30,000部) ・がん対策推進員制度の運用 ・がん検診企業研修(全12回) ・「ピンクリボンライトアップ2024in かながわ」の開催、フォトコンテストの実施 ・普及啓発イベント「リレー・フォー・ライフ・ジャパン横浜2024」への参加	がん検診を含む全般的ながん情報を発信するリーフレットの制作や、ピンクリボンライトアップと合わせてフォトコンテストを実施する等、さらなる啓発の拡充に取り組んだ。	引き続きがん検診の普及啓発事業を行うとともに、効果的な手法を検討していく。
141		健康医療局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催(対面) ・地域部会1回開催 ・自殺対策に係る庁内会議1回開催(オンライン)	関係機関等の意見を参考にしながら取組を行った。	自殺者数が高止まりしているため、効果的な取組を検討していく。
142		健康医療局	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	○ところのいのちのサポート事業(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン等)自殺対策強化月間に合わせ、パネル展示、ポスター掲示、リーフレット等の配架。 ・自殺対策講演会9/17(火)茅ヶ崎市地域医療センターで実施。60名参加。 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修 10/6(日)41名、10/20(日)58名。2回実施99名参加。 ○かながわ自殺対策推進センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修17,170名養成。 ○多職種による包括相談会の実施9/17(火)1名、2/15(土)4名。 ○ところ・つなげよう電話相談事業の実施 ・こころの電話相談(フリーダイヤル対応) ○うつ病セミナー 2/5(土)二宮町で実施。48名参加。	市町村が自殺対策計画を策定した。県として広域的な推進と市町村の支援をする地域支援の事務量も増えたが、地域格差のないよう支援していくことが求められ、今後は改定に向けての支援が課題。	2024年度は5市町が自殺対策計画の改定をした。今年度も引き続き改定をする予定の市町へ支援を行う。
143		健康医療局	がん・疾病対策課	X(旧Twitter)広告事業	X(旧Twitter)の投稿や検索結果にX(旧Twitter)を表示し、不安や悩みを抱える方へ、相談窓口の周知や誘導をするもの。	広告表示回数:40,813,350回 リンクへのクリック数:96,430回 相談窓口への遷移件数:3,915回(内LINE相談への遷移件数:553回)	クリック数等増えている。	パナー等のリニューアルを行い、クリック率を向上させていく。
144		健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	・「こころの電話相談」は、神奈川県の全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。毎日 24時間(年度初めの4月1日午前0時から4月1日午前9時までは休止します。)63,468件 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月・火曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)380件	電話がつながりにくく、リピーターが多いこと。回線数を拡充し接続率を向上させた。	2024年4月よりプッシュボタン方式を採用し、緊急回線を設け、緊急ケースへの対応を行っている。
145		文化スポーツ観光局	スポーツ課	スポーツ推進計画に基づくスポーツ推進の取組み	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。	20代～40代を中心とした働く世代の女性を対象に、商業施設の活用やプロスポーツチームとの連携を通じて、運動実践及び普及啓発を実施し、運動習慣の定着を促した。その結果、事業の参加者の9割以上が、日常生活の中で運動を始めようという意識が高まった。	令和6年度の事業実施を通して得られた成果や課題を踏まえ、引き続き働く世代の女性の運動促進事業を実施する。
②エイズ・性感染症等に対する支援								
146		教育局	総合教育センター	性に関する指導・エイズ教育の推進	学校における性に関する指導及びエイズ・性感染症予防教育等に関する知識・技術の習得を目的に研修会を実施し、教職員の性及びエイズ・性感染症予防教育等に関する実践的指導力の向上を図る。	・性に関する指導・エイズ・性感染症予防教育等研修講座(全1回、半日日程、オンライン(同期型))の実施(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭)51名受講	性感染症等の性病に偏ることのない内容で、包括的な性教育について受講者自身の知見の向上はもとより、プレコンセプション教育を通じ、児童・生徒へのより適切な対応方法が学べる講義だった。	今後も継続、発展させるべき講座と考える。
147		健康医療局	健康危機・感染症対策課	エイズ対策促進事業	・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染予防を推進するため、かながわレッドリボン運動、青少年エイズ・性感染症の予防講演会、啓発イベントなどを実施し、県民のエイズ(性感染症を含む)に関する正しい理解と行動への普及啓発を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の歯科診療推進のため、医療機関の紹介や研修を行い、県内のHIV歯科診療体制の充実を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の診療推進のため、研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。	・かながわレッドリボン運動:世界エイズデーにあわせ強化月間を設定し、保健福祉事務所での臨時検査及びイベント実施をとおして推進を図った。 ・青少年エイズ・性感染症の予防講演会:中学・高校にて開催し予防啓発を図った。 ・地域エイズ予防啓発事業:各保健福祉事務所・センターを中心として、地域に根差した予防啓発を図った。 ・エイズ歯科診療推進事業:医療体制の構築及び歯科診療紹介制度の推進を図った。(神奈川県歯科医師会委託) ・エイズ治療症例研究会開催事業:医療従事者向け研修を実施し、診療体制の充実を図った。(神奈川県医師会委託)	コロナ感染拡大により中止・縮小していたイベントを再開した。	感染予防策を適切に行った上で開催する。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
148		健康医療局	健康危機・感染症対策課	HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業	HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及びその家族の社会的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制の充実を図る。	・HIV保健センター設置数:1ヶ所(健康危機・感染症対策課)要請に応じてカウンセラーを派遣 ・HIV検査を6ヶ所で実施(保健福祉事務所・センター5ヶ所とHIV即日検査センター1ヶ所)	希望者が検査を受けられるよう検査体制を維持している。	感染予防対策を適切に行った上で実施する。
③県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組								
149		政策局	いのち・未来戦略本部室	「人生100歳時代の設計図」推進事業	人生100歳時代において、子どもから大人まで生き生きと充実した人生を送ることができるよう、県が市町村、大学、民間企業、NPO等と連携し、「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを行う。	○かながわ人生100歳時代ネットワークの運営 【定例意見交換会】 ・「この指とまれプロジェクト」の提案やネットワークメンバー同士の交流の場として「定例意見交換会」をオンラインで開催した。(11回) ・意見交換テーマ数:46(孤立した育児を減らす、子育て支援体制について等) ・参加者数:延べ351人 【この指とまれプロジェクトの実施】 ・企業による高齢者でもできる簡単な仕事の創出や脳トレ教室など、連携プロジェクトも含めて計10件の提案があった。 【ネットワークメンバーの拡大】 ・2024年度(221団体)※43団体追加 ○【神奈川県×Peatix特設ページ「好きかも!を見つけよう」での情報発信】 <内容> (1)人生100歳時代の生き方の参考となる著名人インタビュー (2)イベント・コミュニティへの参加で意識や行動が変わった人の「ストーリー」 (3)県内のおすすめイベント・コミュニティ	ネットワーク団体の加入数は、参加者の口コミやメディア発信等により増え続けている。一方で、「この指とまれプロジェクト」の提案数は比例して伸びていない。	かながわ人生100歳時代ネットワークの会員間の連携により様々なプロジェクトを立ち上げるとともに、その成果をメディア等と連携しながら広く発信し、地域課題の解決につなげる必要がある。
150	209	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組を行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	・主催講座 24講座実施 ・連携講座 9講座実施 ・特別講座 1講座実施	人気講座の追加実施や、障がいのある受講生への配慮として手話通訳者を交えて実施するなど、受講者のニーズに応じて講座を実施した。	今後も引き続き、オンライン講座を実施するほか、受講後の活動に結び付けるためのフォローアップを充実化する必要がある。
151		教育局	高校教育課	ハイスクール人材バンク事業	学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。	県立高校37校で「かながわハイスクール人材バンク」を活用し、学習支援員やスクールキャリアカウンセラーによる、学習支援や進路支援を行い、きめ細かな指導を実現するとともに、教員の業務負担の軽減を図った。	学習支援員やスクールキャリアカウンセラーは、国庫補助金を活用した事業であるが、国庫補助の低減が続く状況であり、安定的な事業の展開が課題である。	学習支援員やスクールキャリアカウンセラーは学校のニーズが高い事業であることから、引き続き、予算の拡充について国へ要望していくとともに、安定的に事業を継続できるよう、対応を検討していく。
152		教育局	生涯学習課	県立社会教育施設の取組	多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、金沢文庫や生命の星・地球博物館などの県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座を実施するなど、生涯学習を推進する。	県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施した。	人生100歳時代において、一人ひとりの「学び」の意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう、生涯学習の環境整備がより一層県立社会教育施設に求められている。	県立社会教育施設の調査研究を活用した展示事業や教育普及活動の実施により、県民に「学び」の機会を提供する。
153		教育局	県立図書館	「人生100歳時代」を支える県立図書館事業	「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の図書を充実するとともに、講座を開催する。	県立図書館新本館の開館に合わせて2022(R4)年度より、学びを深める仕掛けとして、「Lib活 after5ゼミ」を開始している。 また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分野の課題や最新状況が判るような入門書、平易な論文集など74冊を収集した。	人生100歳時代において、一人ひとりの「学び」の意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けるための資料の整備がより一層県立図書館に求められている。	「学び直し」にかかる資料は、当館が従来収集してきた専門資料への橋渡しのなものでもあるため、今後とも収集・整備していく。
154	再掲	産業労働局	産業人材課	職業人生の長期化・多様化を見据えたキャリア形成支援	(再掲 No.40)			
155	再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	(再掲 No.176)			
156	再掲	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	(再掲 No.41)			
施策の基本方向4 防災・復興における男女共同参画の推進								
①防災・復興における男女共同参画の推進								
157		くらし安全防災局	総合防災センター	防災担い手人材の育成	参加者が様々な視点で防災を考えられるよう、多様なテーマや手法を取り入れた防災講座を実施し、防災意識の定着を図る。	多様なテーマや手法を取り入れた防災講座の実施 ・防災講座 外国人と防災～外国人当事者からの体験談を通じて「自助」「共助」を学ぶ～(2025年3月30日(日)10名)	男女の参加があり、それぞれの立場から、テーマである外国人と防災について、お考えいただくことができた。	参加者が様々な視点で防災を考えられるよう参加対象は限定せず、多様なテーマや手法を取り入れた講座を開催し、防災意識の定着を図っていく。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
158	24	くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により、消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	・かながわ消防フェア2024の開催・体験イベントの開催 ・消防団員加入促進リーフレットの配布 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進	女性消防団員の加入促進に向けた取組について効果が図られた。	全国的に消防団員が不足していることから、男女ともに消防団員の募集及び加入促進が必要であるため、市町村と連携し対応する。
159	25	くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施 ・消防職員特別教育 女性活躍推進研修(2025年2月25日(火)40名) ・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修(2025年2月9日(日)40名)	【消防職員特別教育】3名の他業種の講師による講義の後、グループ討議で、女性消防職員に関する職場の課題を共有し、解決につなげることができた。 【消防団員特別教育】女性消防団員の災害対応力や災害知識の向上に貢献した。	【消防職員特別教育】女性消防職員の多くが、本研修を修了したことから、2021年度より男性職員も受講対象に含めて実施。 【消防団員特別教育】女性消防団員に対し、実技訓練を中心に実施。
160	26	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材を育成する取組を進める。	かながわコミュニティカレッジで「災害ボランティアコーディネーター基礎講座」の開催 受講者数22名(全3回)	災害救援ボランティアコーディネーターを育成する講座を実施した。	受講後の活動に結び付けるためのフォローアップを充実化させる必要がある。
161		①福祉子どもみらい局 ②くらし安全防災局	①共生推進本部室 ②危機管理防災課	男女共同参画の視点からの職員向け研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえて、県職員及び市町村職員向けの研修を実施する。	男女共同参画の視点からの防災研修をオンラインで開催した。県危機管理防災課にて市町村防災部門に研修の周知を図った。 参加者数57名 (対象者：市町村男女共同参画部局、防災部門及び避難所運営関係部署)	①市町村男女共同参画部局から19名、避難所運営関係部署からは34名の参加が得られた。アンケート結果から、「参考になった」「どちらかというと参考になった」を合わせて96.1%と満足いただける研修となった。 ②避難所運営に女性の視点を踏まえることの重要性を周知していたため、市町村防災部門から23名の参加が得られた。	①アンケートより、研修講義内容や対象者等についてご意見をいただいたため、今後の研修のあり方を検討する必要がある。 ②避難所における女性の視点の強化等を共有していく。
162		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。 (8つの市町村から照会あり、3つの市町村へ助言を行った)	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、防災計画について助言を行った。	引き続き、随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から助言を行う。
163		くらし安全防災局	危機管理防災課	より良い避難所運営に向けた市町村の取組を支援	県避難所マニュアル策定指針を参考に、市町村は男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する。	○ 避難所マニュアル策定指針について、能登半島地震の教訓や女性の視点を踏まえ、避難所における生活環境の向上にむけた記載内容の充実を図った。 ○ 避難所での女性の良好で安全な生活環境を確保するため、女性運営責任者の配置や、女性に配慮した避難所レイアウトの早期設定、女性専用のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置に努めること等、女性の視点を踏まえた避難所マニュアル策定指針について市町村と共有している。 ○ 新たに作成した地震防災戦略において、女性視点を踏まえた防災対策の取組強化を重点施策に位置付けた。	避難所運営に女性の視点を踏まえることの重要性を周知できた	・市町村が避難所マニュアルの改定等を行う際の助言や国からの通知等に沿って適宜対応していく。 ・女性の視点を反映した避難所マニュアル策定指針の内容を踏まえた市町村の避難対策について、地震防災戦略に基づき支援していく。
重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備								
施策の基本方向1 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革								
①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成								
164	208	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・情報交換会	かながわ男女共同参画センター及び各市町村の事業について情報等を共有し、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施することにより、効果的な事業展開や県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修の実施(研修1回/15名)	研修を通じた他市町村の担当者との意見交換、ノウハウや悩みの共有などのほか、横断的なネットワーク形成についての効果も期待できる。	引き続き受講者アンケートの意見を活かした研修を実施する。
165	54 171	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や企業等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組を進めることに資することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。	男女共同参画についての研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。 ・「男女共同参画(一般向け)」5件 ・「職場における男女共同参画」3件 ・「アンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」5件 ・「パートナーへの暴力防止」1件	・費用や企画準備時間、参考資料がない等の理由から研修開催に窮する企業や自治体等からのニーズがあり、有効利用され、各組織での男女共同参画の取組の推進に寄与した。 ・最新データへの更新作業の負担軽減を検討する必要がある。	引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。
166	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画実践事業		(再掲 No.11)		
167	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における啓発活動の促進		(再掲 No.206)		
②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供								
168		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画社会を推進するための課題解決に向けた調査研究を行う。	・「かながわジェンダーダイバーシティ・データベース」の更新・公表 ・中高生向け「ジェンダー平等キャリアパンフレット(仮称)」の作成作業を実施	・中高生がジェンダー・バイアスに影響されることなく、自由に進路を選択できるよう啓発資料を作成中である。 ・調査研究事業の効果測定が難しい。	引き続き優先度の高い今日的テーマに関する調査研究を行う。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
169		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する情報発信	男女共同参画の普及・啓発のため、男女共同参画に関する様々な情報を収集・発信するとともに、かながわ男女共同参画センターが実施する事業のPRなど、ホームページやメールマガジンなど、多様な媒体を使って情報発信を行う。	メールマガジン「かなテラス通信」により、講座・イベント情報や公募委員の募集案内等の情報発信を実施(18回)	ホームページのアクセス数やメールマガジンの登録者数をどのようにして増やしていくのかが課題である。	引き続き必要な情報を発信する。
170		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する行政資料等の提供	男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供する。	・男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理を行い、情報提供や貸出を実施 ・インターネットを活用し蔵書検索や資料・交流コーナー情報を提供 ・講座、セミナー等開催時に関連した図書を紹介 ・令和6年7月1日より県藤沢合同庁舎工事に伴い資料・交流コーナーの利用休止中(令和7年8月利用再開)	男女共同参画などに関する行政資料等の利用をどのようにして増やしていくのかが課題である。	・引き続きより多くの県民の利用に供することができるよう、ホームページ等により所蔵している図書等の周知を行う。
171	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	(再掲 №165)			
施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発								
①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成								
172	22	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布した(29,600部作成、394校に配布)。	平成21年度に改訂を行った内容で配布しているが、配布校向けアンケートで、内容の改善について意見をいただいており、児童をとりまく現状に合わせた見直しの必要がある。	現在の状況に合わせた内容にするため、改訂に向けた検討を行う。
173		教育局	生涯学習課	家庭教育の重要性への理解を深めるための支援	子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う「家庭」の教育力の充実のための学習資料を発行し、男女平等意識などについても中学生の保護者等に対し必要な情報提供・啓発を行う。	家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配付 ・内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等 ・配付対象 中学新入生の保護者(政令市を除く) ・発行部数 41,000部	アンケートを行ったところ、家庭教育の推進に役に立つと思うとの回答が約9割であり、保護者の役に立てることができた。	子育てに関し悩みや不安を抱える保護者の方に向けて情報提供による支援をする必要があるため、今後もハンドブックの作成、配付を継続し、普及啓発を図っていく。
174		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	若年層向け普及啓発事業	男女共同参画社会の実現のため、誰もが性別に関わらず、自分らしい生き方を選択し、お互いを認め合う対等な人間関係を築く力を育成する若年層(中高生)向け意識啓発事業として、中高生に身近なテーマ(メディア、人間関係、進路)を通して、考えるヒントや気づきが得られる出前講座を実施する。	①ジェンダー平等×メディアリテラシー講座の実施(9回/2,101名) ②デートDV防止啓発講座の実施(10回/1,230名) ③ジェンダー平等×ミライガイダンスの実施(4回/1,295名)	・講座の実施により、性別に関わらず自分らしい生き方や対等な人間関係を考える機会を提供することができた。 ・「理工系キャリア支援講座」から「ジェンダー平等×ミライガイダンス」としてリニューアルした結果、申込希望の増加に繋がった。	例年、アンケート結果も良好であるため、引き続き、参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
175		教育局	高校教育課	キャリア教育の推進 [生徒向け]	生徒の望ましい勤労観・職業観を育て、男子向き女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、生徒一人ひとりが主体的に進路を選択する能力・態度を身に付け、幅広い分野に進むことができるようにする。また、各校ごとのキャリア教育実践プログラムや就業体験などの体験活動を充実させるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組を通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。	・全県立高校におけるキャリア教育の推進 ・「県立高等学校等進路指導説明会」を年2回開催し、県立高校の進路指導担当教諭に周知した。	県立高等学校等進路指導説明会等をとおり、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図ることができた。また、キャリア教育体験発表会の開催をとおり、優良事例を発信し、周知を図ることができた。	今後も事業を継続し、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。また、体験発表会の開催などをとおして、優良事例を発信し、周知を図る。
176	21 15 5	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を4,000部印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(1校1回) ・中学校におけるライフキャリア出前講座の実施(7校7回)	中学校の出前講座は(7校7回)で令和6年度実施校は増加した。一方、高校及び大学における実施回数は減少した。また、実施校へのアンケートでは、内容について好評を得た。	関係課と連携し周知を促しつつ、活用状況の把握を行い、事業実施方法等について見直しを検討する。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
②学校現場における基盤整備								
177		教育局	①行政課 ②総合教育センター	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組む。	①・教職員向け啓発資料を全県立学校へ配付 ・教育実習生向け啓発用チラシを全県立学校へ配付 ・県立学校掲示用の啓発ポスターを全県立学校へ配付 ・県立高等学校(全日制・定時制・通信制)、県立中等教育学校(後期課程)、県立特別支援学校(高等部)のすべての生徒(約116,000人)を対象に、調査を実施。 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援(外部講師への報償費の負担、講師の派遣) ②・県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口による相談を実施。Eメール相談は43件、電話相談は19件、合計62件に対応。 ・児童・生徒向け啓発資料の配付	①教職員による不用意な言葉かけなどが見られるため、教職員への注意喚起や意識啓発が必要である。 ②被害者の救済を最優先に考え、被害者を含む当事者にとって、適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持ち相談に応じた。被害を深刻化させたり拡大させたりしないように、正確な情報収集と迅速かつ適切な対応を心掛けた。相談内容をまとめ、関係課と情報共有することで、再発防止につなげた。	①引き続き各取組を実施していくとともに、調査結果を踏まえた意識啓発等を進めていく。 ②引き続き、相談の内容を分析し、予防や再発防止につなげられる手立てを模索していく。
178		教育局	総合教育センター	教育相談の実施	学校・家庭・地域における、いじめや不登校、子育てに伴う保護者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の提供、カウンセリング、コンサルテーション、医療相談等を通して、教育的・心理的な支援を実施「24時間子どもSOSダイヤル」の実施 「中高生SNS相談@かながわ」の実施 「体罰に関する相談窓口」及び「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」の設置	・学校・家庭・発達等に関する教育相談を電話、来所、Eメール、SNS、学校訪問等で受け、計17,620件に対応。 ・コンサルテーションとして、学校訪問を41校で実施。 ・教職員等が精神科医に相談する医療相談を44件実施。	相談者のニーズに応え、様々な方法で、安心・安全を第一に教育相談を実施した。学校や家庭における子どもの様々な悩みや困りごとへ丁寧に対応した。また、学校訪問相談等を通して、子どもを支える学校や教職員の相談に対応した。	引き続き、相談者のニーズに応えられるように相談を実施する。
179		教育局	行政課	人権教育の推進	人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権」というテーマを設ける。 また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣などの支援を行う。	・人権教育指導者養成研修講座(人権教育担当者等24名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施) ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援(外部講師への報償費の負担、講師の派遣) ・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用。 県立学校掲示用の啓発ポスターを配付。	外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。	引き続き各取組を実施していく。
180		教育局	行政課	男女共同参画推進教育研修の充実	教職員の意識啓発と男女共同参画教育を実践する上での課題解決を図るため、男女共同参画教育についての研修を行う。	・人権教育指導者養成研修講座(人権教育担当者等24名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施) ・県市町村人権教育担当者研修会(人権教育担当者等30名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全4回の実施)	外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。	引き続き各取組を実施していく。
181	131	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催(人権教育担当者等24名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施)	外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。	引き続き実施していく。
182	132	教育局	総合教育センター	人権教育研修講座の実施	県立学校の人権教育の推進について中心的な役割を果たす校長、副校長、教頭及び人権教育を担当する教職員が人権問題及び人権教育に関する認識の深化をさせることにより、県立学校における人権教育の推進を図ります。	・「県立学校人権教育研修講座」をオンライン(オンデマンド型)にて実施(受講対象者 県立学校校長、副校長・教頭、人権教育担当者等)517名受講	学校現場の実態に即した内容で、直ぐに現場に対応ができる部分ばかりで、校長からの評判も非常に良かった。	次年度も現場に即した人権問題を扱う事で、現場の支援になるような研修にしていきたい。
183		教育局	総合教育センター	男女平等教育研修の充実	男女平等教育についての意識の啓発を図り、学校においてその推進に役立てるため、男女平等教育に係る研修講座を実施	・「初任者研修講座」講義「人権教育」をオンライン(オンデマンド型)にて実施(受講対象者 幼・小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭)991名受講 ・「中堅教諭等資質向上研修講座」講義「人権教育」をオンライン(オンデマンド型)にて実施(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、自立活動教諭、栄養教諭)824名受講 ・「新任教頭研修講座(県立学校)」講義「人権教育の推進」(全1回 30分程度)の実施 46名受講 ・「新任指導主事研修講座」講義・演習「人権教育の推進」(全1回1時間20分程度)の実施 105名受講	受講者に合わせ、学校での推進に役立たせる内容を扱うことができた。	今後も継続して行う。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
184		教育局	総合教育センター	キャリア教育の推進 [教員向け]	・「キャリア教育研修講座」キャリア教育の取組について理解を深め、神奈川県におけるキャリア教育の推進に向けて意欲を高める。 ・「シチズンシップ教育研修講座」シチズンシップ教育について教職員の理解を深めるとともに、教職員が推進、改善に向けた視点を得て自校の実践にいかす。 ※高・中等は上記2講座を隔年で受講	・「キャリア教育研修講座」(全1回、半日日程)の実施(受講対象者 幼・小・中・高・中等・特支の総括教諭または教諭、各課程1人) 177名受講 ・「シチズンシップ教育研修講座」オンライン(オンデマンド型)の実施(高・中等の総括教諭または教諭) 80名受講	・今年度より、キャリア教育の充実を図るために全校種を交えた研修として実施した。協議では他校種の情報を収集したり、取組を共有したりすることができた。 ・今年度キャリア教育から切り離し、シチズンシップ教育単独で講座の設定をした。テーマが絞れたことは狙いを明確にするうえでよかったと思われる。	・協議内容を工夫し、課題解決のヒントを得られるような内容を検討していく。 ・シチズンシップ教育については、取組の全体像の理解と個別の実践事例に触れるという今の形態を継続していく。
施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備								
①育児等の基盤整備								
185		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	講座・フォーラム等における託児室の設置促進	子育て期の親が、育児を心配することなく講座・フォーラム等に参加できるよう、託児の設置を促進するため、「県が実施する事業における託児に関する方針」の周知を行うとともに、実施状況等について把握・周知する。	・「県が実施する事業(講座、フォーラム等)における託児に関する方針」の周知を行った。 ・託児室設置状況調査を実施した。	事業を行う際、託児室設置の案内を行った。	引き続き、託児室設置の案内を行う。
186		福祉子どもみらい局	次世代育成成課	幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等	・市町村が実施する保育所・幼稚園・認定こども園への給付費の一部を負担する。 ・病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等の付設スペースで預かるための施設整備や事業に取り組む市町村に対して補助する。 ・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に放課後の居場所を提供するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助する。	・子ども子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するよう支援した。 ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。 ・放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助を行った。	・市町村からの申請に対して、適正に給付した。 ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。 ・すべての市町村に対して助成を行うことで、放課後児童クラブの実施を推進できた。	・今後も幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等が図られるよう、適正な給付に努める。 ・病児保育については、今後も需要の増加が見込まれるため、引き続き事業を継続する。 ・放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、今後も需要の増加が見込まれることから、引き続き事業を継続する。
187		福祉子どもみらい局	次世代育成成課	保育所等の整備促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組を支援する。	待機児童の削減のため、引き続き保育環境の整備を推進していく市町村を支援	待機児童対策を行う市町村に対して補助することで、保育所ニーズの受け皿確保を図った。	待機児童の削減のため、引き続き保育環境の整備を推進していく市町村を支援する。
188		福祉子どもみらい局	次世代育成成課	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、保育所が行う延長保育、病児保育などの保育サービスの拡充を図る。	保護者等の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭や子どもに対する子育て支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村が地域のニーズに合った事業を円滑に行うことができるよう、市町村に対して支援を行った。	病児保育事業を行うために必要な施設の運営費等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。	今後も需要の増加が見込まれるため、引き続き事業を継続する。
189		福祉子どもみらい局	次世代育成成課	待機児童対策の推進	・地域型保育事業の卒園時の受け皿を確保するとともに保育の質の向上を図るため、保育所・認定こども園に加え、新たに幼稚園を対象に、連携に要する経費の一部を補助する。 ・年度途中に増加する低年齢児の入所希望に対応するため、0歳児を年度途中に定員超過して受け入れるための保育士を年度当初から雇用する保育所等に対し、保育士の雇用経費を補助する。 ・待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。 ・認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事等の重大事故が発生しやすい場所での巡回指導を行う。	・地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助は廃止 ・低年齢児受入対策緊急支援事業費補助事業の実施により、待機児童の多くを占める0歳児の待機児童解消を図った。 ・賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と公定価格の額が乖離している地域について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資した。 ・引き続き保育所の緊急整備等を支援する市町村に対して補助することで、保育の受け皿確保を図った。 ・死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行った。 研修参加人数53名。 巡回実施施設数262施設(目標達成率100%)	待機児童対策を行う市町村に対し補助することで、待機児童解消を図った。	待機児童は未だ一定数いるため、引き続き市町村と連携して、待機児童のうち高い割合を占めている低年齢児受入支援や保育所等の整備等を進め、保育ニーズの受け皿の確保に努める。
190		福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の預かり保育の促進	保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。	預かり保育を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	多様な保育ニーズに対応することで子育て支援の向上が図られた。	引き続き、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対して補助を行う。
191		福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の地域開放事業の促進	地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚園等に対し補助する。	地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	地域の方々に対する子育て支援の一層の充実が図られた。	引き続き、地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助を行う。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
192		健康医療局	医療整備・人材課	院内保育の推進	看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助する。	・補助対象：日赤、厚生連、共済組合、学校法人、医療法人等 ・補助件数：109施設	早朝・夜間の勤務が生じる医療従事者が、子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備を支援することができた。	早朝・夜間の勤務が生じる医療従事者が、子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備を支援するため、引き続き、本事業を継続していく必要がある。
193		福祉子どもみらい局	次世代育成課	放課後児童対策の充実	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施推進する経費を市町村に対して助成する。	放課後児童クラブを設置・運営している市町村に対し、放課後児童クラブの運営費助成を行った。	すべての市町村に対して助成を行うことで、放課後児童クラブの実施を推進できた。	放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、今後も需要の増加が見込まれることから、引き続き事業を継続する。
194		福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保育成	・年3回目の保育士試験として、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。 ・一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐待、乳児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。 ・子育て支援分野の各事業に従事する子育て支援員や放課後児童クラブに配置が必要な放課後児童支援員等の資格を付与する研修を実施する。	・全国共通の試験（年2回）に加えて、年3回目となる県独自の地域限定保育士試験を実施し、1,915人の受験者、343人の最終合格者があった。 ・保育エキスパート等研修を、8分野計72講座、定員6000人規模で実施した。 ・保育エキスパート等研修を実施するにあたっての、保育士が研修に出席する際の代替保育士の雇用経費を補助した。 ・保育士・保育所支援センターにより、計6回の就職相談会や就職支援セミナーを開催し、無料職業紹介事業も含めた採用実績は、計53名であった。 ・子育て支援員研修を、4期、計31コース研修を開催、1,349人が受講した。 ・放課後児童支援員認定資格研修を2地域及びZOOMにおいて年14回開催し、1,528人の修了認定を行った。	地域限定保育士試験や子育て支援員研修等の実施により県内の子育て支援人材を確保することができた。	地域限定保育士試験や子育て支援員研修等の実施により人材確保に努めているが、今後もニーズの増加が見込まれるため、引き続き保育士等の子育て支援人材の確保が必要であり、併せて保育の質の向上を図るため、事業を継続する。
195		産業労働局	雇用労政課	家事支援外国人受入事業	女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応 等の観点から、国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家事支援人材の試行的受入れを行う。	「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行った。	特定機関における外国人家事支援人材の受入人数の増加や家事支援サービスの利用回数の増加等の事業実績を上げてきた中で、「第三者管理協議会」は監督等によって、事業の適正かつ確実な実施体制を確保してきた。	今後も継続して、「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行っていく。
196	再掲	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	ケアラー支援事業	（再掲 No205）			
②介護の基盤整備								
197		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	老人福祉施設等の整備	人口の高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難な高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉施設等を着実に整備するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の民間老人福祉施設等の整備に対し助成する。	特別養護老人ホームの整備	施設建設予定地の市町村が当該市町村介護保険事業計画に位置付けるものに対して補助を行っており、令和6年度は、特別養護老人ホーム（県域・広域型）については、補助対象事業者の事業中止等により補助を実施しなかった。（介護老人保健施設等については整備予定なし。）	今後も地域の実情を踏まえて、施設整備を促進していく。
198		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域包括支援センター職員に対する研修	地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。	地域包括支援センター（初任者・現任者・管理者）研修の実施	地域包括支援センター職員に対し、初任者 99名、現任者 107名、管理者71名（いずれも修了者数実績）に対して事業実施に必要な知識・技術を習得するための研修を実施することができた。	引き続き地域包括支援センター職員をサポートするために、知識や技術を習得するための研修を実施する。
199		福祉子どもみらい局	地域福祉課	介護支援専門員の業務の支援	介護保険制度運営の要である現任の介護支援専門員に対して継続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する。	・専門研修の実施 専門研修課程Ⅰ 5回／専門研修課程Ⅱ 11回 ・再研修の実施 5回 ・主任介護支援専門員研修の実施 1回 ・主任介護支援専門員更新研修の実施 2回	再研修の実施により、介護支援専門員として実務についていない者又は実務から離れている者に対し、介護支援専門員として必要な知識、技術の再修得を図った。 地域包括ケアシステムの要としての役割を担う主任介護支援専門員としての高度な連絡調整力、助言及び指導力の修得に資することが出来た。	引き続き、各研修を毎年度実施し、受講希望者の受講機会を確保することで、介護支援専門員の資質の向上及び主任介護支援専門員の養成を図る。
200		福祉子どもみらい局	地域福祉課	訪問介護員の養成	介護員養成研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保することにより、養成に努める。また、研修の指定にあたっては、一定の基準に基づく研修事業者の指定や指定事業者の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指す。	・初任者研修事業者及び研修の指定 ・初任者研修の実施 460回 ・初任者研修修了者数 4,499名 ・生活援助従事者研修事業者及び研修の指定 ・生活援助従事者研修の実施 2回 ・生活援助従事者研修修了者数 13名	適宜、指定事業者への指導・調整を行い、適切な研修の実施と養成数の確保を図った。	引き続き、一定の基準に基づく研修事業者の指定を行い、研修の受講機会を確保していくとともに、指定事業者の指導を通じ質の高い人材の養成に努める。
201		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組の推進	高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対応に関わる市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所の職員を対象に、より専門的かつ実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。	虐待防止関係職員研修の実施（年3回計102名参加） ※オンライン開催	初任者向け研修、実務者向け研修の二通りを実施したことに加え、研修にグループワークによる意見交換の時間を取り入れ、研修後の質問に対して研修講師と調整の上回答したことで具体的な疑問や課題の解決につなげることができた。	引き続き、初任者向け研修、実務者向け研修（養護者）、実務者向け研修（養介護施設従事者）の三通りの研修を実施予定。

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
202		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症施策の推進	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実する。	「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施 (相談件数1,347件、開設日数155日)	相談件数が増加傾向にあり、周知が進んでいるものと考えられる。家族懇談会や地域のつどいは定期的に開催することができ、会員同士の交流の場を設けることができている。	今後も、積極的に県のたよりやInstagram等で広報・周知を行い、必要とする人がサービスを利用できるよう、週3回開設するなかで、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。
203		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症高齢者地域対策事業	家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所では、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。	・認知症疾患相談・訪問・支援事業の実施 専門医師等による定例相談回数73回 136名 電話・面接等の随時相談件数1,061件 訪問件数延75件 ・認知症初期集中チーム員会議等の専門職派遣事業の実施55回	定例相談や訪問活動の件数は、増加傾向にあり、市町村等と連携した支援体制の構築が図れている。地域により、相談件数等の差があり、地域の状況と合わせて支援ニーズを把握していく必要がある。	市町村、保健福祉事務所担当会議等で、ニーズ把握を継続実施し、効果的な活動について検討していく。
204		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業交付金の交付	高齢社会の進展に対応して、要支援・要介護状態になることを予防・軽減等するため、地域支援事業として介護予防事業や家族介護支援、日常生活支援のための事業を推進するとともに地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化していく。	市町村が地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)として実施する下記事業に対し、交付金を交付。 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他生活支援サービス ・一般介護予防事業 等 (全33市町村実施)	各市町村が、地域の実情とニーズに対応した左記介護予防事業に取り組むことができた。	引き続き交付金による支援に努める。
205	196	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	ケアラー支援事業	既存の各種支援制度のはざまに陥りがちなケアラー(家族などを無償で介護する人)を支援するため、相談窓口やケアラー支援専門員の設置等を行う。	<相談窓口> 相談件数 LINE:363件 電話:54件 <ケアラー支援専門員> ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 27回 支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 19件 ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 15件 <居場所づくり> ケアラズカフェの新たな設置等に係る経費補助 6か所 <広報> 県内に営業所のあるバス会社9社の路線及び地域情報誌に1か月間広告を掲出 バス広告 3,963枚 地域情報誌梓広告 1,394,220枚	相談窓口では、思いを傾聴するほか、必要に応じて具体的な支援窓口を紹介するなど、ケアラー専門の相談窓口として役割を果たすことができた。 ケアラー支援専門員は、ケアラーに関する研修会への講師登壇等を通じて支援機関とのネットワーク構築を進め、県内におけるケアラー支援の周知・理解促進に貢献した。 広報では、相談件数やLINEの友だち登録者数の増加につながり、当該事業の認知度向上に貢献した。	相談窓口では、引き続き相談窓口の認知度向上に取り組む。 ケアラズカフェについては、引き続き新規立ち上げを支援するとともに、ケアラーに情報提供していく。
重点目標5 推進体制の整備・強化								
施策の基本方向1 多様な主体との協働								
206	167	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた講座を開催する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施(16回/935名)	市町村やNPOと連携することにより、地域の実情に応じた男女共同参画推進の啓発事業を実施することができた。	引き続き今日的課題解決の手がかりとなる視点も含め、地域の実情に応じた講座等の啓発事業を実施する。
207	16	政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催(法人設立事務説明会5回開催・40名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会4回開催・50名出席)	男女共同参画を含む、あらゆる分野のNPO法人の設立等を支援しているため、この取組の実績のみで効果や課題を記載することが難しい。	引き続き、NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。
208	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・情報交換会		(再掲 No.164)		
209	再掲	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業		(再掲 No.150)		
210	再掲	①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局	①共生推進本部室 ②青少年課 ③がん・疾病対策課	NPO法人との協働事業の推進		(再掲 No.128)		
211	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画実践事業		(再掲 No.11)		
212	再掲	教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業		(再掲 No.64)		

番号	再掲	局名	所管所属	事業の名称	事業の内容	2024(R6)年度事業実績	一次評価	
							自己評価(効果・課題)	今後の取組の方向性
施策の基本方向2 ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進								
213		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	ジェンダー主流化の推進	ジェンダーの視点を持って、すべての政策、施策及び事業を立案・企画するジェンダー主流化を庁内及び市町村に普及する。	ジェンダーの視点を持って、すべての政策、施策及び事業を立案・企画するジェンダー主流化を庁内に普及するため、人権男女主任者に向けて、「ジェンダー主流化の促進について」をテーマとする研修を実施した。	人権男女主任者に向けて研修を実施した。 受講者アンケートにおいて、ジェンダー主流化の認知度が66.3%だったことから、さらなる周知が必要である。	また、ともいき主流化・当事者目線主流化とともに「3つの主流化」推進を目的とした統一感のある研修方法等の検討を行う。
214		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	ジェンダー統計の推進	男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施にあたっては可能な限り男女別データ把握できるよう努めるジェンダー統計について、庁内及び市町村に普及する。	・有識者の監修のもと、庁内向け啓発資料を作成した。 ・ジェンダー統計の推進のため、引き続き国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望した。	作成した資料を基に、取組が進むよう周知・啓発を行う必要がある。	職員全体に向けた周知・啓発を行う。
215		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画に配慮した行政刊行物の作成	行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物等について、人権や男女共同参画の観点から適切な表現をするように配慮する。	男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、ガイドラインを示した。	LGBTQへの理解の広がりははじめ社会の多様化が進んでいる一方、男女の固定的な性別役割分担意識の考え方はまだ根強い。	引き続き、男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施するとともに、多様化に合わせた表現等にも配慮する必要がある。
216	再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	審議会等委員への女性の参画推進	(再掲 No.7)			
施策の基本方向3 進捗管理								
217		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	かながわ男女共同参画推進プランの進捗管理	年次報告書等によるプラン進捗状況を公表する。	男女共同参画の県の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書の作成、神奈川県男女共同参画審議会への報告及び県民への公表を行った。	令和6年版は、男女共同参画推進プラン(第5次)の開始年度であるため、構成を変更し、県の一次評価を行うこととした。	引き続き、県の一次評価を行っていく。
218		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村の男女共同参画施策「見える化」	市町村の男女共同参画計画策定状況等について、「見える化」により取組を促進する。	県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)及び市町村男女共同参画施策状況調査の結果に基づき、取組促進を働きかけた。	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況は、市が100%(19/19)、町村が92.9%(13/14)の策定状況であった。	町村の策定率を100%になるよう働きかける。
219	再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組の促進(条例届出)	(再掲 No.53)			